

平成 25 年度地域型住宅ブランド化事業に係る補助金交付申請等の説明会

日 時 平成 25 年 9 月 10 日 (火) 13:30~16:30
場 所 大阪会場：難波御堂筋ホール 8 F HALL 8 A

【次 第】

1. 開 会
2. 挨 捶
3. 説 明 (途中 10 分の休憩を含みます)
4. 閉 会

【配布資料】

- 資料 1 地域型住宅ブランド化事業に関する留意事項
 - 資料 2 事業の着手、着工、完成時期の関係
 - 資料 3 平成 25 年度地域型住宅ブランド化事業窓口一覧
 - 資料 4 提出書類のまとめ方<イメージ図>
 - 資料 5 事業者番号の通知について
 - 資料 6 「使用する「地域材」の内容等が確認できる書類」について
 - 資料 7 ホームページ掲載事項について
-
- 参考 1 採択の結果について（採択通知） (国土交通省発出文書より)
 - 参考 2 地域型住宅ブランド化事業適用申請書記載例<抜粋>
(評価事務局ホームページより)
 - 参考 3 県別認証制度一覧《参考》 (評価事務局ホームページより)

質問事項記載用紙

(問い合わせ先)

地域型住宅ブランド化事業実施支援室
TEL : 0570-050-792

地域型住宅ブランド化事業に関する留意事項

1. 適用申請書について（採択通知）

守ってください。

本事業は、グループ募集の際に提出があった、グループの取り組み等が記載された適用申請書を基に、評価が行われ採択されています。

よって、グループでは、適用申請書の記載内容に即して確実に実施していただく必要があります。

2. 補助対象となる住宅について（マニュアル 3. 1. 1）

対象になる住宅は？

本事業における対象住宅にあっては、次の全ての要件を満たす住宅をいいます。

- ① 地域材を活用する木造住宅
- ② 採択要件（地域型住宅の共通ルール等）に則して、グループ構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅
- ③ 長期優良住宅建築等計画の認定を受けている住宅
- ④ グループに対する採択通知発出日以降に着工する住宅
- ⑤ 中小住宅生産者等による次の何れかの住宅
 - 1) 建築主と住宅の工事請負契約を締結し、かつ当該住宅の建設を自ら行う者によって供給される住宅
 - 2) 買主と売買契約を締結し、かつ当該住宅の建設を自ら行う者によって供給される住宅

交付決定を受けた住宅であっても、実績報告時の検査等において、補助対象要件を満たしていないことが判明した場合は、補助の対象となりません。

また、補助金を交付した後であっても補助対象要件を満たしていないことが判明した場合は、交付した補助金を返還していただきます。

いつから
着工？

3. 着工と交付決定の時期について（採択通知、マニュアル 3.1.1、4.4）

本事業では、採択グループの構成員である施工事業者の補助金交付申請を行う前や交付決定以前の着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）は可能となっております。本事業の対象住宅の要件を全て満たす住宅であることを確認し、長期優良住宅建築等計画の認定申請日以降に着工する等、法令による制限も遵守したうえで着工してください。

なお、採択通知発出日以前の工事請負契約や売買契約の締結は可能ですが、採択通知発出日より前に着工した住宅は補助の対象となりません。

また、着工した住宅の補助金交付申請の際、対象住宅の要件を満たしていないことが確認され交付決定がなされない時は、着工した住宅であっても補助の対象となりません。

いつまでに
着工？

4. 補助対象となる着工の期限について（マニュアル 3.1.1）

本事業では、平成 25 年度内に事業に着手する必要があります。この着手とは、請負契約による住宅においては工事請負契約を締結した時点、また、売買契約による住宅においては着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手）した時点であり、この何れかの着手を、平成 26 年 3 月 31 日までに行う必要があります。

請負契約による住宅は、平成 26 年 4 月 1 日以後の着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手）であってもこの要件を満たすことになります。

また、対象住宅の要件を全て満たす住宅を平成 25 年度内に着手した場合であっても、平成 26 年 3 月 31 日までに補助金交付申請を行う必要がありますのでご注意ください。

なお、グループが採択された戸数内であっても、平成 25 年度内に事業の着手に至らないものについては補助の対象となりません。

いつまでに
完成？

5. 補助対象となる住宅の完成の期限について（マニュアル 3.1.1）

交付決定通知書が交付された住宅は、実績報告の最終の受付期間の末日までに対象住宅の事業を完了（完成引き渡し）し、実績報告を行う必要があります。

なお、売買契約による住宅にあっては、対象住宅が完成したものであっても、売買契約に至らない住宅や、引き渡しが行えなかった住宅は補助の対象となりません。

対象住宅の完成、報告の期限については、平成 26 年 9 月を予定しています。決定次第、支援室のホームページにて公表いたします。

地域材って？

6. 「地域材」について（マニュアル 3. 1. 2）

本事業における「地域材」については、対象住宅に使用する木材が、適用申請書 様式 2-1「A. 使用する地域材に関する事項」に示す認証制度等によるとともに、原木供給から中小住宅生産者等までグループ構成員により供給されるもののみを指します。

この「地域材」は、認証制度等において、必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者（グループ構成員）により供給される必要があります。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認ください。

何戸まで申請できるの？

7. 補助金交付申請が可能な戸数の考え方について（マニュアル 3. 1. 3）

本事業において、一の中小住宅生産者等（施工者）が交付申請可能な住宅の戸数は、採択されたグループに対して割り当てられた戸数の範囲内、かつ5戸※が上限となります。複数の採択グループに属する中小住宅生産者等であっても、1社当たり 5戸※が上限です。

なお、中小住宅生産者等が中規模工務店（年間住宅供給戸数が概ね 300 戸程度未満）の場合は、一定の制限が課されており、戸数の上限について別途算定が必要となります。詳しくは、手続きマニュアル【別紙 3】をご確認ください。

※ 主たる事業所が特定被災区域にある補助事業者は 10 戸

グループの配分は何戸？

8. 補助金の額・割当戸数について（マニュアル 3. 1. 3、3. 3）

採択通知にグループへの配分額及び配分戸数が示されています。配分戸数は配分額を基に 1 戸当たり 100 万円として算定されておりますが、この配分戸数が採択されたグループに割り当てられた戸数となります。

1 戸当たりの補助申請額は、100 万円の額と、補助対象工事費の 1 割の額を比較し、低い方の額（1,000 円未満切り捨て）になります。

なお、1 戸当たりの補助申請額が 100 万円を下回り、補助金交付申請をする戸数の合計がグループの配分戸数に達した場合、配分額に余剰額があってもグループへの配分戸数を超えて補助金交付申請を行うことができんのでご注意ください。

他の補助金は
受け取れるの？

9. 他の補助金との併用について（マニュアル 3.2）

本事業では、住宅の建設に要する費用に対して、その費用の一部として補助するものであります。本事業の補助の対象となる住宅について、本事業とは別に、他の制度による補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象（住宅の建設に要する費用）と他の補助事業の補助対象が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。

木材利用ポイント
を使えるの？

10. 木材利用ポイントとの併用について（マニュアル 3.2）

本事業と木材利用ポイントとの併用は可能ですが、木材利用ポイントの付与対象により、本事業の要件が異なります。

a) 木造住宅の新築・増築又は購入によるポイント

→本事業との併用が可能です。

b) 住宅の床、内壁及び外壁の木質化工事によるポイント

→補助対象工事費よりポイントの対象となる部位（床、内壁、外壁）の材料費及び設置費用を除くことにより、本事業との併用が可能です。

補助金交付申請時の対象住宅の建設計画（様式 3）や実績報告時の対象住宅の建設報告（様式 11）に記入する補助対象工事費は、これらの費用を除いたものとして下さい。

c) 木材製品、木質ペレットストーブ等の購入によるポイント

→本事業との併用が可能です。

木材製品、木質ペレットストーブ等は本事業の補助対象外となっています。住宅の建設費にこれらの費用が含まれている場合は、これらの費用を補助対象工事費から除いたものとしてください。

なお、木材利用ポイントの付与を受ける場合は、本事業とは別に、木材利用ポイントの要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

補助金は誰が
もらえるの？

11. 補助金の還元について（マニュアル 3.3、4.5、6.4、7.2）

本事業では、実績報告や現地検査等において対象住宅が要件に適合すると認められたときは、支援室から補助事業者に補助金が支払われますが、この支払われた補助金は、住宅の施主である建築主、又は、住宅の購入者である買主に補助金相当額が還元される必要があります。この補助金の還元については、書面により還元する方法及び還元される補助金相当額を明確にしていただきます。

12. 申請窓口について（マニュアル 2.3、4.1、6.1）

どこに申請するの？

補助金の交付申請や実績報告に関する書類は、住宅の建設地に応じて支援室が指定する申請窓口に提出していただきます。

グループ事務局においては、中小住宅生産者等（施工者）から提出される補助金交付申請書等の書類を建設地に応じた申請窓口毎に取りまとめの上、提出してください。

※ 申請窓口は、平成25年度の支援室ホームページ「申請窓口」において検索できます。

交付申請で
必要な書類は？

13. 交付申請の提出書類について（マニュアル 4.3）

交付申請の提出書類は、住宅の契約形態により異なりますので手続きマニュアルを確認の上準備してください。

請負契約による住宅は、全ての交付申請の受付時期において、次の(1)～(5)の各書類の提出が不要となり、これらの書類は実績報告時に提出していただくこととなります。

- (1)建築確認申請書の副本の写し（建築確認申請を要する地域の場合）
- (2)建築確認済証の写し（建築確認申請を要する地域の場合）
- (3)建築工事届の写し（建築確認申請が不要な地域の場合）
- (4)長期優良住宅建築等計画の認定申請書の副本の写し
- (5)長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し

また、既に建築確認済証や長期優良住宅建築等計画の認定通知書を取得されている場合であっても、それらの書類は実績報告時に提出していただき、交付申請においては、「長期優良住宅の認定を受ける予定であることの誓約書【様式6-2】」が必要となりますのでご注意ください。

なお、売買契約による住宅は、請負契約による住宅で不要とした上記(1)～(5)の各書類の提出が必要になります。

実績報告は
いつまで行えるの？

14. 実績報告の受付期間について（マニュアル 6.2）

本事業では、実績報告の受付期間が平成 26 年 3 月の第 3 回まで決まっております。平成 26 年 4 月以降のおいても、実績報告の受付期間を設ける予定ですが、受付期間については、決定次第、支援室のホームページにて公表いたします。

なお、最終の受付期間は、平成 26 年 9 月を予定しています。

地域材の確認書類は
どんなものを用意すればいいの？

15. 実績報告の「使用する「地域材」の内容等が確認できる書類」について

（マニュアル 6.3、別紙 7）

実績報告時に提出する、対象住宅で使用した「地域材」を確認するために必要な書類は、主に次の書類となります。

なお、下記のうち a) 及び b-1) は一例です。認証制度等により必要となる書類が異なりますのでご注意ください。

a) 取扱い事業者登録書等の写し

→ 「原木供給事業者」から「施工者の直前の事業者」までの全ての供給事業者のうち、地域材として実際に木材を供給した認証制度等において必要な業種・事業者となる全ての事業者の事業者登録書・認定書・会員証等の写し

例）合法木材事業者認定書、森林認証の COC 登録書、○○県産材証明取扱事業者証等

※ 木材を供給した時期や、証明を行った時期に有効となる取扱い事業者の認定書等を添付してください。

※ 認証制度等によって、事業者登録等が必要となる事業者の区分が異なります。必要となる事業者の事業者登録書等の写しは全て添付してください。

b-1) 地域材の証明書の写し

→ 地域材として実際に木材を供給した認証制度等による証明書等の写し

例）合法木材証明書、納品書等に必要な事項が記載された書類、販売管理票等

※ 認証制度等において必要な証明書等を添付してください。表示する事項等、証明の方法は認証制度等により異なりますのでご注意ください。

※ 対象住宅に使用した木材であることが分かるよう、物件名、所在地等を記載し明確にしてください。

※ 証明する木材の内訳（サイズ、本数、材積等）が特定されているものとし、内訳を別紙とする場合は、証明書等との関連付けを明確にしてください。

※ 森林認証や合法性証明の場合は、補助事業者の直前の事業者からの証明書等を添付してください。

b-2) 木材の納品書の写し (最終出荷者の納品書) 木材店様→ビルダー

→地域材等が対象住宅に納品されたことが確認できる納品書等の写し

例) 納品書、出荷証明書等

※ 補助事業者の直前の事業者からの納品書等を添付してください。

※ 対象住宅に使用した木材であることが分かるよう、物件名、所在地等を記載し明確にしてください。

※ 共通ルールで「〇〇%以上」等と使用割合を定めている場合は、対象となる部位（柱、梁・桁、土台、主要構造材以外、端柄材等）の全ての木材の納品書を添付してください。
(地域材以外の木材の納品書も必要です。)

※ 納品書等において、内訳を別紙とする場合は、納品書等との関連付けを明確にしてください。

＜注意＞ ※ 納品する事業者の印が押印されたものとして下さい。

b-3) 木拾表

→ 木拾表

→ 資料6

→ 地域材等の使用内容が確認できる木拾表

※ 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう地域材使用量実績表【様式13】に記入した使用部位毎（柱、梁・桁、土台、主要構造材以外、端柄材等）と一致するように作成してください。

※ 納品書や地域材の証明書等の木材と、サイズ、本数、材積等が整合するよう作成してください。

※ 参考書式は支援室ホームページからダウンロードできます。

16. 補助金のお支払いについて（マニュアル7）

補助金は
いつ支払われるの？

交付決定がなされたのみでは補助金は支払われません。対象住宅が完成し、引渡しが行われた後、所定の書類を揃えたうえで、実績報告の受付期間内に実績報告を行う必要があります。

支援室において提出された対象住宅の実績報告書を審査し、交付決定の内容及びそれに附した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、支援室より補助事業者に交付額確定通知書を送付し、その後、支援室から補助事業者に補助金が支払われます。補助事業者はこの補助金を基に建築主等に還元していただきます。

実績報告の審査の際は、必要に応じて関係資料の提出依頼や現地検査を実施する場合があります。

なお、交付決定を受けた対象住宅であっても、実績報告において対象住宅の要件を満たしていないことが確認された場合は、補助の対象となりません。

17. チェックシートについて（マニュアル4.3、6.3）

チェックシートは
どれを使うの？

平成25年度事業で使用するチェックシートは下記の通りとなります。チェックシートにより、提出書類に不備等がないかを提出前にご確認の上、準備いただきますようお願いします。

平成25年度のチェックシートは平成24年度のものに比べチェック項目が多くなっておりますが、これは、平成24年度事業の確認状況を踏まえ、提出書類の訂正や不備による指摘が多かった事項をチェックシートに反映したものとなっています。提出書類の不備が減少することにより、確認作業がスムーズに進み、補助金の支払いに要する時間の短縮に繋がります。確認作業の円滑化のために、ご理解とご協力をお願いします。

1回の補助金交付申請で使用するチェックシート

種類	内容	注意事項
チェックシートA (1枚目)	グループに関する事項	申請窓口毎に作成
チェックシートA (2枚目)	補助金申請者に関する事項	補助金申請者毎に作成 一つの申請窓口につき、一枚作成
チェックシートB	請負契約による場合の住宅に関する事項	対象住宅毎に作成 3枚綴り
チェックシートC	売買契約による場合の住宅に関する事項	対象住宅毎に作成 3枚綴り

1回の実績報告で使用するチェックシート

種類	内容	注意事項
チェックシート① (1枚目)	グループに関する事項	申請窓口毎に作成
チェックシート① (2枚目)	補助事業者に関する事項	補助事業者毎に作成 一つの申請窓口につき、一枚作成
チェックシート②	請負契約による場合の住宅に関する事項	対象住宅毎に作成 6枚綴り
チェックシート③	売買契約による場合の住宅に関する事項	対象住宅毎に作成 6枚綴り

18. 評価事務局で行う計画の変更手続きについて（マニュアル 参考）

構成員の変更が
あつたら？

本事業では、グループ募集に提出された適用申請書を基に、グループに関する情報や、グループ構成員の情報を登録しており、支援室では登録された情報を基に補助金交付事務手続きを行っています。登録情報の変更がある場合や、構成員を追加して交付申請等を行う場合は、交付申請等の手続きを行う前にあらかじめ評価事務局より承認を得る必要があります。

変更の手続きについての詳細は、今後、評価事務局にて公表されますのでご注意ください。

評価事務局URL <http://www.chiiki-brd.jp/home/tabid/36/index.php>

19. 情報の提供について（マニュアル 9）

最新情報は？

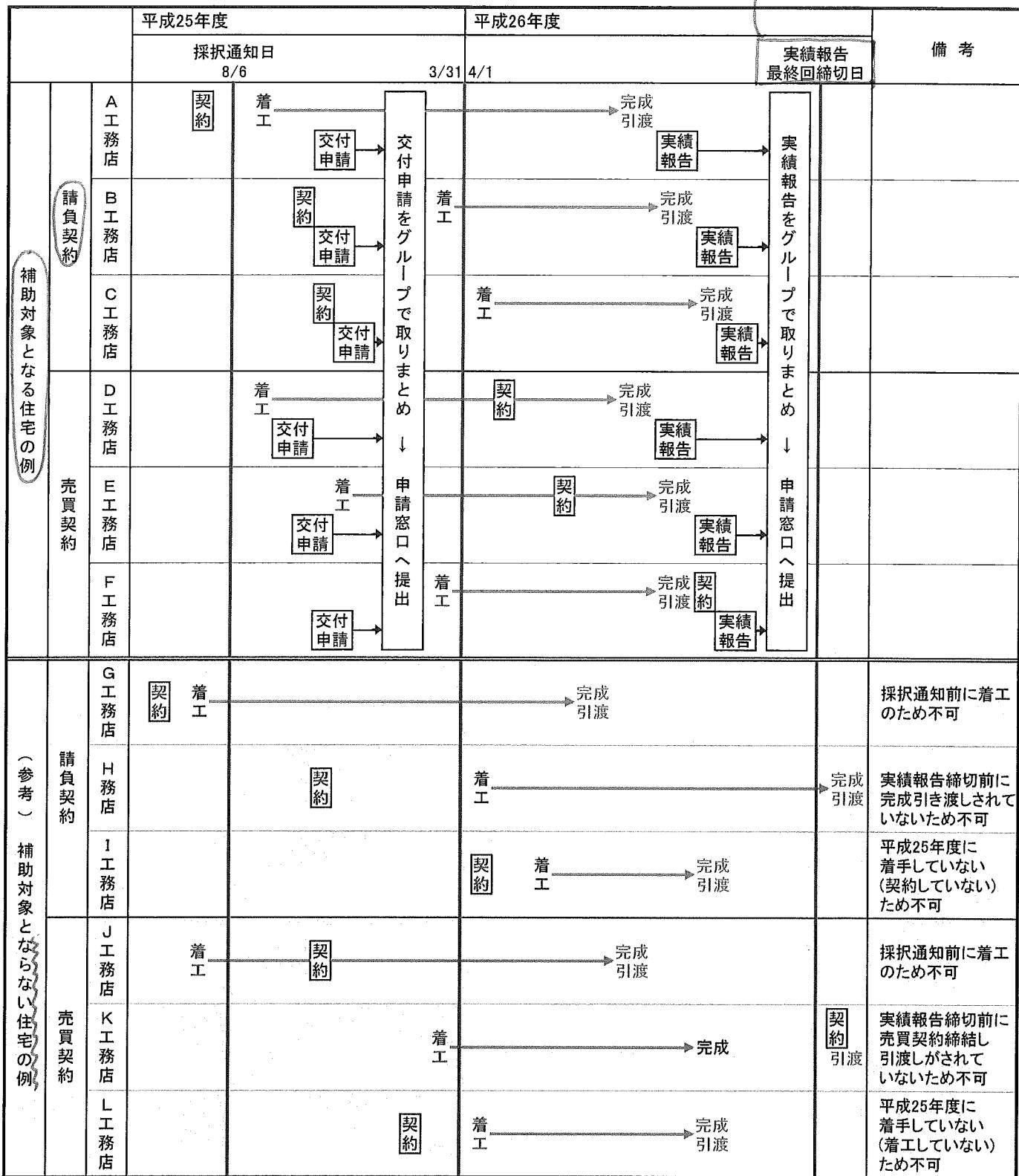
支援室のホームページでは、手続きマニュアルや様式、記入例など、補助金の手続き等に関する重要な情報を掲載しています。新しい情報も随時掲載しますのでご参照ください。

支援室URL <http://www.ippan-chiiki-brd.jp/>

※ 平成25年度事業と平成24年度事業の双方を掲載しています。平成25年度事業は、緑のタブになりますのでご注意ください。

事業の着手、着工、完成時期の関係

H26年9月改定



※平成25年度内に事業に着手する必要があります。この場合の「着手」とは、請負契約による住宅にあっては、工事請負契約を締結した時点、また、売買契約による住宅にあっては、根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点を指します。

※上記赤字は、事業に着手した時点を示し、緑字は事業完了時点を示します。

※着手(根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手)は、採択通知の発出後(平成25年8月6日)である必要があります。

※実績報告では、対象住宅が完成引き渡し後、かつ、検査済証(確認申請を要する地域の場合)を取得している必要があります。

平成25年度 地域型住宅ブランド化事業 申請窓口一覧

住宅の建設地	申請窓口	住宅の建設地	申請窓口
北海道	一般財団法人北海道建築指導センター	三重県	全国広域支部
青森県	全国広域支部	滋賀県	全国広域支部
岩手県	全国広域支部	京都府	全国広域支部
宮城県	全国広域支部	大阪府	大阪支部
秋田県	全国広域支部	兵庫県	全国広域支部
山形県	全国広域支部	奈良県	全国広域支部
福島県	全国広域支部	和歌山県	全国広域支部
茨城県	全国広域支部	鳥取県	全国広域支部
栃木県	全国広域支部	島根県	全国広域支部
群馬県	全国広域支部	岡山県	全国広域支部
埼玉県	一般財団法人さいたま住宅検査センター	広島県	全国広域支部
千葉県	全国広域支部	山口県	全国広域支部
東京都	全国広域支部	徳島県	全国広域支部
神奈川県	一般財団法人神奈川県建築安全協会	香川県	全国広域支部
	公益社団法人かながわ住まい・まちづくり協会	愛媛県	全国広域支部
新潟県	一般財団法人にいがた住宅センター	高知県	全国広域支部
富山県	一般財団法人富山県建築住宅センター	福岡県	福岡支部
石川県	全国広域支部	佐賀県	公益財団法人佐賀県土木建築技術協会
福井県	全国広域支部	長崎県	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
山梨県	全国広域支部	熊本県	一般財団法人熊本県建築住宅センター
長野県	全国広域支部	大分県	全国広域支部
岐阜県	全国広域支部	宮崎県	一般財団法人宮崎県建築住宅センター
静岡県	一般社団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	鹿児島県	公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
愛知県	愛知支部	沖縄県	全国広域支部

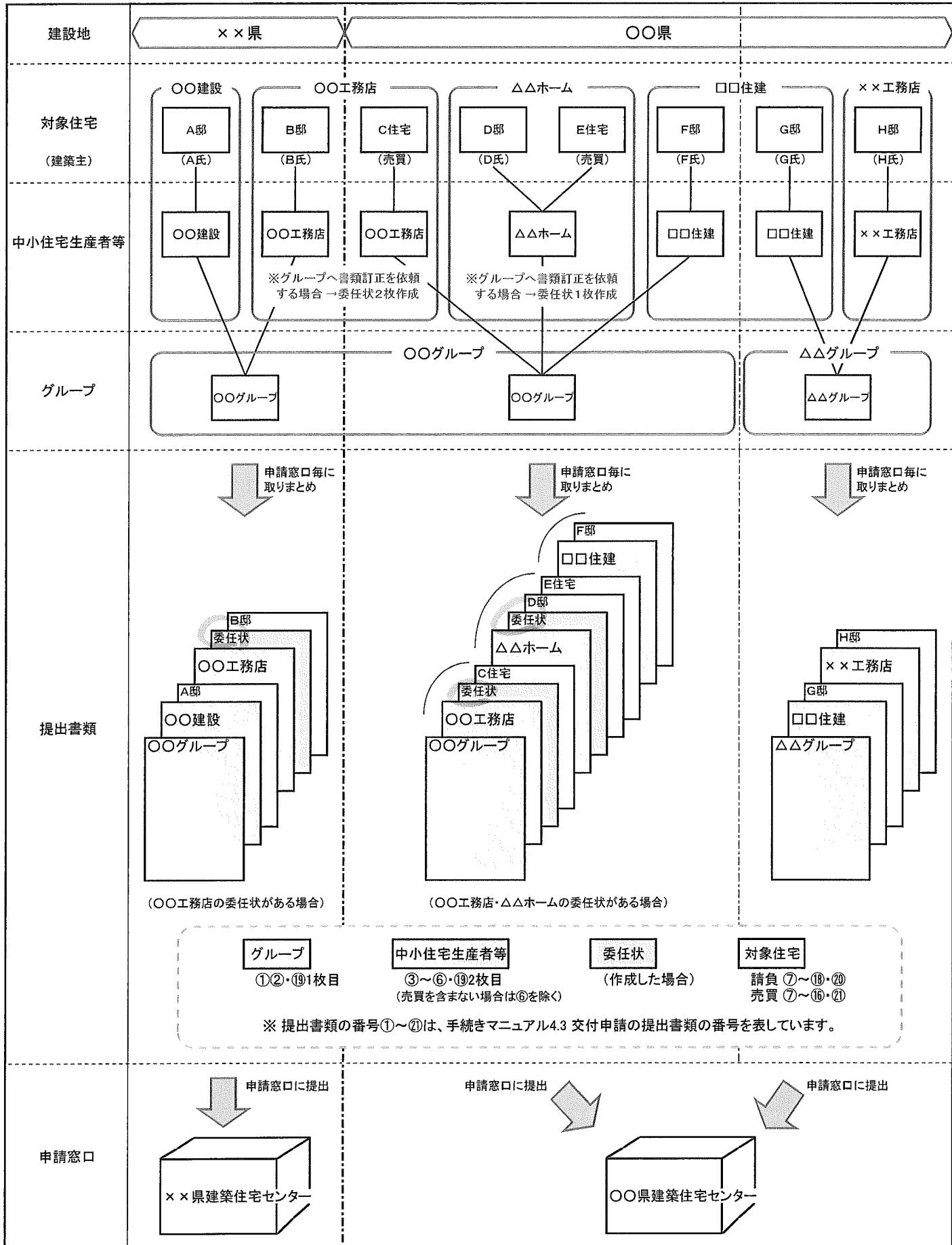
※ 申請窓口のうち、全国広域支部、愛知支部、大阪支部、福岡支部とは、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会の組織となります。その他の申請窓口は、委託機関となります。

※ 補助金の交付申請や実績報告に関する書類は、住宅の建設地に応じて支援室が指定する上記の申請窓口に提出していただきます。

※ グループ事務局においては、中小住宅生産者等（施工者）から提出される補助金交付申請書等の書類を建設地に応じた申請窓口毎に取りまとめの上、提出してください。

※ 申請窓口の住所、電話番号は、平成25年度の支援室ホームページの「申請窓口」から検索できます。

提出書類のまとめ方 <イメージ図>



※ 実績報告の場合も同様に取りまとめて下さい。

グループ事務局宛

事務連絡

平成25年8月〇〇日

〇〇木造住宅供給協議会 殿

(採択グループ番号 03 9999)

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会

地域型住宅ブランド化事業実施支援室

(公印省略)

補助金交付申請等に係る事業者番号の通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、当支援室の業務につきまして、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度地域型住宅ブランド化事業補助金交付において、貴殿のグループに所属する施工事業者の事業者番号が別紙の通り決定致しましたのでお知らせ致します。

こちらの番号については、所属する事業者の固有のIDとなりますので、紛失しないよう管理のほどお願ひいたします。

なお、事業者番号は施工事業者の本社のみに付番しております。支店、営業所等より申請を行う場合は本社の事業者番号より申請をお願いいたします。

以上

グループ事務局宛

別 紙

事業者番号	事業者名
03 9999 B 11 29102 :	◇◇ホーム株式会社
03 9999 B 13 29129 :	住まい工房○○
03 9999 B 13 29325 :	株式会社○○建設
03 9999 B 14 29531 :	有限会社△△工務店
03 9999 B 13 29680 :	株式会社○○工務店
03 9999 T 12 32012 :	株式会社△△住宅
03 9999 T 12 32126 :	株式会社□□住建

グループに所属する
中小住宅生産者等の一覧です。

① 事業者番号
はひさい地に本社

支援室ホームページで申請窓口を
検索する際は、事業者番号の内、
下5桁の番号を入力してください。

中小住宅生産者等宛

事務連絡
平成25年8月〇〇日

株式会社○○工務店 殿

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会
地域型住宅ブランド化事業実施支援室
(公印省略)

補助金交付申請等に係る事業者番号の通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、当支援室の業務につきまして、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度地域型住宅ブランド化事業補助金交付において、下記のとおり事業者番号が決定致しましたのでお知らせ致します。

こちらの番号については、御社の固有の IDとなりますので、紛失しないよう管理のほど
お願いいいたします。

記

*複数のグループに属する場合、事業者番号は所属するグループによって異なりますのでご注意下さい。

(お問い合わせNo. 29680)

二連絡先

地域型住宅ブランド化事業実施支援室

(電話) 0570-050-792

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:30～17:00

以上

(様式14)

対象住宅番号	B	1	3	2	9	6	8	0	1	3	1	0
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

←「補助金交付の番号を正確

資料 6 (1/2)

↑アルファベット(B又はT)がこの欄になります。

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上の対象住宅について報告

例1)合法木材証明制度**地域材供給体制実績表【補助事業者記入用】**

- ・対象住宅の建築主(売買契約による場合は買主)

建築主氏名	◆田 朗、 ◆田 子
-------	------------

↑ 姓と名の間は文字を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。

売買契約による住宅の場合は「買主の氏名」を記入してください。

- ・対象住宅における地域材供給体制実績表

認証制度等の名称	① 合法木材証明制度	② 合法木材証明制度	③
地域材供給事業者名	I.原木供給	I.原木供給	I.原木供給
	× × 株式会社	◎◎森林組合	
	II.製材・集成材製造・合板製造	II.製材・集成材製造・合板製造	II.製材・集成材製造・合板製造
	株式会社△△製材	□□木材株式会社	
	IV.プレカット	IV.プレカット	▼
	△△株式会社	△△株式会社	
	▼	▼	▼
	▼	▼	▼
	▼	▼	▼
	▼	▼	▼
補助事業者	VI.施工	※下記に該当する場合は□にチェックを付けてください。	
	株式会社○○工務店	<input type="checkbox"/> 自社加工 補助事業者(VI.施工)において、自社工場や手刻みにより木材加工を行うためプレカットを含まない。	

<「対象住宅における地域材供給体制実績表」の記載に関する注意事項>

- 「認証制度等の名称」欄には、対象住宅における地域材として供給した認証制度等の名称を、証明書等毎に記入してください。同じ認証制度でも、証明書等が異なる場合は、別の欄に認証制度等の名称を記入してください。
- 「地域材供給事業者名」欄は、地域材として供給した認証制度等の証明書等毎に、グループ構成員を伝わって供給した事業者を「I.原木供給」事業者から「VI.施工」まで供給する順に上から記入してください。
- 1つの事業者は2行で構成されています。1行目▼には構成員の区分(III.流通、IV.プレカットなど)を記入し2行目には、その事業者名を正確に記入してください。
- 「IV.施工」までの供給過程に、賃加工、賃挽きの事業者が含まれる場合(例:[A(委託事業者)→B(賃加工事業者)→A(委託事業者)])は、木材の供給経路の通り、委託事業者を重複して記入(例の場合は「A(委託事業者)」を重複して記入)してください。この場合、賃加工等の事業者の構成員の区分の後に「(賃加工等)」と記入してください。また、賃加工等を行う当該事業者について、グループの意向により構成員登録を行っていない事業者では、事業者名の後に「(構成員外)」と記入してください。
- 供給過程に、中間流通事業者(商流のみを扱い、木材の加工・梱包等には関与しない事業者)が含まれる場合(例:木材は「A(プレカット事業者)→C(工務店)」、伝票は「A(プレカット事業者)→B(中間流通事業者)→C(工務店)」)は、伝票の通り記入(例の場合は「A(プレカット事業者)→B(中間流通事業者)→C(工務店)」を記入)してください。この場合、中間流通事業者の構成員の区分に「IV.流通(商流)」と記入してください。また、商流を行う当該事業者について、グループの意向により構成員登録を行っていない事業者では、事業者名の後に「(構成員外)」と記入してください。
- 賃加工等の事業者、中間流通事業者が構成員であるか否かは、グループの意向により異なりますのでご注意ください。グループの意向により当該事業者が構成員外である場合は、上記「4.」「5.」において、賃加工等の事業者、中間流通事業者の事業者名を記入した後に、「(構成員外)」と記入してください。
- 複数の認証制度を使用したこと等により、列が足りない場合は、この様式を複数枚作成してください。

合法 1

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【H25】地域型住宅ブランド化事業 地域材供給体制実績表

認
記

①-1

事業者認定書

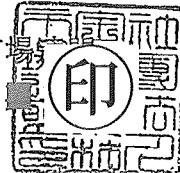
××株式会社

平成24年8月20日

■■■■■株式会社

様

社団法人全日本木材市場
会長 ■ ■



平成24年8月7日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 全市連■■■■■

事業者の所在地 ■■■■■

事業者の名称 ■■■■■株式会社

代表者の氏名 代表取締役 ■■■■■

認定の有効期間 平成24年08月08～平成27年08月31日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

合法2

記

①-Ⅱ



事業者認定書

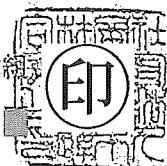
平成24年9月20日

株式会社△△製材

般

社団法人 岡山県木材加工

会長



平成24年7月6日付けで申請のありました合法性の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施基準に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号：岡木連認第XXXXXX号

事業者の所在地：XXXXXX

事業者の名称：XXXXXX

代表者の氏名：XXXXXX

認定の有効期間：平成24年10月1日～平成27年9月30日



(2)-1

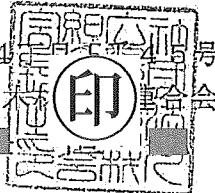
合法木材供給事業者認定書

平成22年 2月 8日

◎◎森林組合

[REDACTED]
[REDACTED] 殿

広島市南区宇品西4丁目4番5号
社団法人 広島県木造建築事業者認定会
会長 [REDACTED]



平成22年1月15日付で申請がありました、合法性・持続可能性の証明に
係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記の
とおり認定します。

記

団体認定番号 : 広島一 [REDACTED]

事業者の所在地 : 広島県 [REDACTED]

事業者の名称 : [REDACTED]

代表者の氏名 : [REDACTED]

認定の有効期間 : 平成22年2月8日 ~ 平成25年2月7日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

記

(2)-II

会員証 (更新2)

合法木材供給事業者認定書

資格確認申請書（木材・木製品の合法性証明用調書を含む）について、本協議会の審査委員会で審査した結果、本会会員として、また、合法木材供給事業者として認定いたします。



会員番号 No. [REDACTED]

事業場 [REDACTED] 株式会社 [REDACTED] 〇〇木材株式会社

代表者名 代表取締役 [REDACTED]

所在地 [REDACTED]

認定の有効期間 平成26年11月 3日

平成23年11月 4日

木材表示推進協議会

会長 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 印



①-Ⅳ
②-Ⅳ

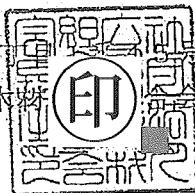
合法木材供給事業者認定書

平成22年7月12日

△△株式会社

株式会社
代表取締役 殿

広島市南区宇品西4
社団法人 広島県木
会長 ■



平成22年7月7日付で申請がありました、合法性・持続可能性の証明に
係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記の
とおり認定します。

記

団体認定番号 : 広島一 ■

事業者の所在地 : 広島県 ■

事業者の名称 : ■ 株式会社

代表者の氏名 : ■

認定の有効期間 : 平成22年7月12日 ~ 平成25年7月11日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

証言

平成●年●月●日

株式会社〇〇工務店

合法木材証明書

殿

△△株式会社

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

団体認定番号

広島



下記の物件は、合法的に伐採された原木を原材料としていることを証明します。✓

現場名

現場住所

建築業者名

出荷年月日 平成●年●月●日

品名	樹種	寸法			単位	数量	材積M3	摘要
		厚mm	巾mm	長mm				
土台	桧OP	105	105	3,000	本	12	0.3969	
土台	桧OP	105	105	4,000	本	14	0.6174	
梁桁	米松KD	105	105	3,000	本	1	0.0331)
梁桁	米松KD	105	150	3,000	本	10	0.4725	
梁桁	米松KD	105	150	4,000	本	10	0.6300	
梁桁	米松KD	105	150	5,000	本	1	0.0788)
梁桁	米松KD	105	210	3,000	本	7	0.4631)
梁桁	米松KD	105	210	4,000	本	7	0.6174)
梁桁	米松KD	105	240	5,000	本	2	0.2520)
梁桁	米松KD	105	105	3,000	本	1	0.0331	
梁桁	米松KD	105	105	4,000	本	8	0.3528	
柱	桧KD	105	105	3,000	本	46	1.5215	
柱	桧KD	105	105	3,000	本	2	0.0662	
柱	桧KD	105	105	4,000	本	1	0.0441	
柱	桧KD	120	120	3,000	本	8	0.3456	
母屋	米松KD	105	150	3,000	本	4	0.1890	
母屋	米松KD	105	150	4,000	本	6	0.3780	
母屋	米松KD	105	150	5,000	本	2	0.1575)
母屋	米松KD	105	210	3,000	本	2	0.1323	
母屋	米松KD	105	210	5,000	本	1	0.1103	
大引	桧OP	105	105	3,000	本	6	0.1985	
大引	桧OP	105	105	4,000	本	8	0.3528	
間柱	杉KD	30	105	2,980	本	66	0.6195	
間柱	杉KD	45	105	2,980	本	29	0.4083	
筋違	米松KD	45	90	3,000	本	26	0.3159	
筋違	米松KD	45	90	4,000	本	6	0.0972	
合計材積						8.8838		

平成〇〇年〇〇月〇〇日

納
兼
拾
印

株式会社〇〇工務店

納品書

△△株式会社

現場名 様邸

現場住所

建築業者名

出荷年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

部位毎に集計を記載

品名	樹種	寸法			単位	数量	材積M3	摘要
		厚mm	巾mm	長mm				
土台	桧OP	105	105	3,000	本	12	0.3969	地域材
土台	桧OP	105	105	4,000	本	14	0.6174	地域材
梁・桁	米松KD	105	105	3,000	本	1	0.0331	地域材
梁・桁	米松KD	105	150	3,000	本	10	0.4725	地域材
梁・桁	米松KD	105	150	4,000	本	10	0.6300	地域材
梁・桁	米松KD	105	150	5,000	本	1	0.0788	地域材
梁・桁	米松KD	105	210	3,000	本	7	0.4631	地域材
梁・桁	米松KD	105	210	4,000	本	7	0.6174	地域材
梁・桁	米松KD	105	240	5,000	本	2	0.2520	地域材
梁・桁	米松KD	105	105	3,000	本	1	0.0331	地域材
梁・桁	米松KD	105	105	4,000	本	8	0.3528	地域材
柱	桧KD	105	105	3,000	本	46	1.5215	地域材
柱	桧KD	105	105	3,000	本	2	0.0662	地域材
柱	桧KD	105	105	4,000	本	1	0.0441	地域材
柱	桧KD	120	120	3,000	本	8	0.3456	地域材
母屋	米松KD	105	150	3,000	本	4	0.1890	地域材
母屋	米松KD	105	150	4,000	本	6	0.3780	地域材
母屋	米松KD	105	150	5,000	本	2	0.1575	地域材
母屋	米松KD	105	210	3,000	本	2	0.1323	地域材
母屋	米松KD	105	210	5,000	本	1	0.1103	地域材
大引	桧OP	105	105	3,000	本	6	0.1985	地域材
大引	桧OP	105	105	4,000	本	8	0.3528	地域材
間柱	杉KD	30	105	2,980	本	66	0.6195	地域材
間柱	杉KD	45	105	2,980	本	29	0.4083	地域材
垂木	SPF	38	89	4,267	本	82	1.1833	
	SPF	38	89	4,876	本	12	0.1979	
筋違	米松KD	45	90	3,000	本	26	0.3159	地域材
	米松KD	45	90	4,000	本	6	0.0972	地域材
出荷材積合計						10.2650		
地域材出荷材積合計						8.8838		

(様式13)

対象住宅番号	B	1	3	2	9	6	8	0	1	3	1	0
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

←「補助金交付決定通知書」に記載
の番号を正確に記入してください。

↑アルファベット(B又はT)がこの欄になります。

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上の対象住宅について報告する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量実績表【補助事業者記入用】

・対象住宅の建築主(売買契約による場合は買主)

建築主氏名 ◆田 ■朗、 ◆田 ●子

↑姓と名の間は文字を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。
売買契約による住宅の場合は「買主の氏名」を記入してください。

・地域材を利用する部材の使用量実績表

共通ルールで定めた使用部位	材積						共通ルールで定めた使用割合、使用量	
	対象部位毎の使用量の合計(A)			左欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量(B)				
柱	1	9	7	m3	1	9	7	m3
梁・桁	2	9	3	m3	2	9	3	m3
土台	1	0	1	m3	1	0	1	m3
合計	5	9	1	m3	5	9	1	m3
対象木材の使用割合 (B/A×100)					1	0	0	%
								主要構造材(柱、梁、桁、土台)の70%以上において地域材を使用する
間柱	1	0	2		1	0	2	m3
母屋	0	9	6		0	9	6	
大引	0	5	5		0	5	5	
垂木	1	3	8		0	0	0	
筋交	0	4	1		0	4	1	
合計	4	3	2		2	9	4	
対象木材の使用割合 (B/A×100)					6	8	%	下地材(間柱・母屋・大引・垂木・筋交)の過半に地域材を使用する

※

※

(注1) 地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう記入してください。

(注2) グループを通して、同じような形式でまとめ記入してください。また、交付申請時と同じ形式でまとめて下さい。

(注3) 木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。

(注4) 共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容毎に集計し記入してください。

(注5) 共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、**使用割合を定めている場合は**、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。(注6) 共通ルールで「〇m3以上使用する」等、**使用量を定めている場合は**、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。

(注7) 共通ルールに応じて※欄に単位を記入してください。

合法 9

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【H25】地域型住宅ブランド化事業 地域材使用量実績表

例

(様式14)

対象住宅番号	B	1	3	2	9	6	8	0	1	3	1	0
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

←「補助金交付の番号を正しく記入してください。」

資料6 (2/2)

↑アルファベット(B又はT)がこの欄になります。

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上の対象住宅につき複数枚作成してください。

例2) 紀州材認証システム**地域材供給体制実績表【補助事業者記入用】**

- ・対象住宅の建築主(売買契約による場合は買主)

建築主氏名	◆田 ■朗、 ◆田 ●子
-------	--------------

↑姓と名の間は文字を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。

売買契約による住宅の場合は「買主の氏名」を記入してください。

- ・対象住宅における地域材供給体制実績表

認証制度等の名称	① 紀州材認証システム	② 紀州材認証システム	③
地域材供給事業者名	I.原木供給	I.原木供給	I.原木供給
	× × 森林組合	× × 森林組合	
	II.製材・集成材製造・合板製造	II.製材・集成材製造・合板製造	II.製材・集成材製造・合板製造
	株式会社△△製材	株式会社□□材木	
	IV.プレカット	IV.プレカット	▼
	株式会社△△プレカット	株式会社△△プレカット	
	▼	▼	▼
	▼	▼	▼
	▼	▼	▼
	▼	▼	▼
補助事業者	VI.施工	※下記に該当する場合は□にチェックを付けてください。	
	株式会社○○工務店	<input type="checkbox"/> 自社加工 補助事業者(VI.施工)において、自社工場や手刻みにより木材加工を行うためプレカットを含まない。	

<「対象住宅における地域材供給体制実績表」の記載に関する注意事項>

- 「認証制度等の名称」欄には、対象住宅における地域材として供給した認証制度等の名称を、証明書等毎に記入してください。同じ認証制度でも、証明書等が異なる場合は、別の欄に認証制度等の名称を記入してください。
- 「地域材供給事業者名」欄は、地域材として供給した認証制度等の証明書等毎に、グループ構成員を伝わって供給した事業者を「I.原木供給」事業者から「VI.施工」まで供給する順に上から記入してください。
- 1つの事業者は2行で構成されています。1行目▼には構成員の区分(III.流通、IV.プレカットなど)を記入し2行目には、その事業者名を正確に記入してください。
- 「IV.施工」までの供給過程に、賃加工、賃挽きの事業者が含まれる場合(例:「A(委託事業者)→B(賃加工事業者)→A(委託事業者)」)は、木材の供給経路の通り、委託事業者を重複して記入(例の場合は「A(委託事業者)」を重複して記入)してください。
この場合、賃加工等の事業者の構成員の区分の後に「(賃加工等)」と記入してください。また、賃加工等を行う当該事業者について、グループの意向により構成員登録を行っていない事業者では、事業者名の後に「(構成員外)」と記入してください。
- 供給過程に、中間流通事業者(商流のみを扱い、木材の加工・梱包等には関与しない事業者)が含まれる場合(例:木材は「A(プレカット事業者)→C(工務店)」、伝票は「A(プレカット事業者)→B(中間流通事業者)→C(工務店)」)は、伝票の通り記入(例の場合は「A(プレカット事業者)→B(中間流通事業者)→C(工務店)」を記入)してください。
この場合、中間流通事業者の構成員の区分に「IV.流通(商流)」と記入してください。また、商流を行う当該事業者について、グループの意向により構成員登録を行っていない事業者では、事業者名の後に「(構成員外)」と記入してください。
- 賃加工等の事業者、中間流通事業者が構成員であるか否かは、グループの意向により異なりますのでご注意ください。グループの意向により当該事業者が構成員外である場合は、上記「4.」「5.」において、賃加工等の事業者、中間流通事業者の事業者名を記入した後に、「(構成員外)」と記入してください。
- 複数の認証制度を使用したこと等により、列が足りない場合は、この様式を複数枚作成してください。

紀州1

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

[H25]地域型住宅ブランド化事業 地域材供給体制実績表

認
A

別記第3号様式（第5条関係）

紀州材証明者登録通知書

林 第 号

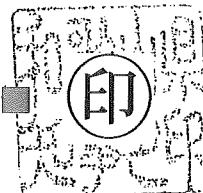
平成23年7月1日

株式会社△△製材

番地

株式会社 [] 代表取締役 [] 様

和歌山県知事



平成23年5月31日付けで申請のあった紀州材証明者登録申請については、紀州材証明システム実施要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり紀州材証明者として登録したので通知します。

記

登録番号	紀証登 44444444号
有効期間	平成26年6月30日まで

記入
B

別記第3号様式（第5条関係）

紀州材証明者登録通知書

林 第 号

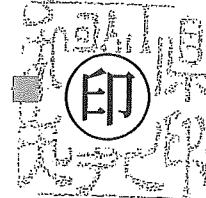
平成24年6月29日

株式会社□□材木

□□番地

株式会社□□□代表取締役 □□□ 様

和歌山県知事



平成24年6月15日付けで申請のあった紀州材証明者登録申請については、紀州材証明システム実施要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり紀州材証明者として登録したので通知します。

記

登録番号	紀証登 □□□□□ 号
有効期間	平成24年7月1日 から 平成27年6月30日 まで

証 A

紀 州 材 証 明 書

番 号

25年 ●月 ●日

<紀州材使用者（建設業者・施主等）>

株式会社〇〇工務店

(株) [REDACTED] 様

<紀州材生産者（原木市場等）>

和歌山県 [REDACTED]

××森林組合森林組合

<紀州材証明者>

木材業者等登録番号：和製 [REDACTED] 号

紀州材証明者登録番号：紀証登 [REDACTED] 号

和歌山県 [REDACTED]

株 式 会 社

代表取締役

株式会社△△製材

下記の資材は、紀州材認証システム実施要綱第2条に基づき、紀州材であることを証明します。

記

工事番号	[REDACTED]
工事名	[REDACTED] 様邸新築工事
施工箇所	京都府 [REDACTED]

樹種	製品名・規格等	数量	材積 (m³)
桧	4000×120×120 特選 土台	14	0.8064
桧	3000×120×120 特選 土台	13	0.5616
桧	4000×105×105 特一等 大引	9	0.3969
桧	3000×105×105 特一等 大引	3	0.0993
桧	3000×90×90 特一等 大引	16	0.3888
桧	5000×120×120 特選 通し柱	3	0.2160
桧	3000×120×120 特選 管柱	10	0.4320
桧	3000×105×105 特選 管柱	88	2.9128
桧	3000×105×105 特選 地束	2	0.0662
桧	3000×45×105 特一等 間柱	41	0.5822
桧	3000×30×105 特一等 間柱	109	1.0355
桧	4000×45×90 特一等 筋違	6	0.0972
桧	3000×45×90 特一等 筋違	26	0.3172
紀州 4		合計	7.9121

注：製品数が多い場合は、別紙として割印を行うこと。

証
B

別記第1号様式(第2条関係)

紀州材 証明書

番号

平成 25 年 月 日

〈紀州材使用者(建設業者・施主等)〉

株式会社〇〇工務店
株式会社 [REDACTED] 様

〈紀州材生産者(原木市場等)〉

和歌山県 [REDACTED]

××森林組合

林組合



〈紀州材証明者〉

木材業者等登録番号: 和製第 〇〇〇〇 号

紀州材証明者登録番号: 紀証登 〇〇〇〇 号

和歌山県 [REDACTED]

株式会社 [REDACTED]

代表取締役 [REDACTED]



株式会社〇〇材木

下記の資材は、紀州材認証システム実施要綱第2条に基づき、紀州材であることを証明します。

記

工事番号			
工事名	○○邸		
施工箇所	京都府 [REDACTED]		

樹種	製品名・規格等	数量	材積(m ³)
	別紙明細書通り		5.8559 m ³

注: 製品数が多い場合は、別紙として割印を行うこと。

株式会社□□木材

記入
(別紙) B

● 邸

木材納品明細

株式会社

NO	品名	材種	長さ	厚	巾	等級	数量	材積(m³)
1	桁・梁	杉	5	105	360		1	0.1890
2	桁・梁	杉	4	105	360		1	0.1512
3	桁・梁	杉	4	105	300		3	0.3780
4	桁・梁	杉	5	105	270		1	0.1418
5	桁・梁	杉	3	105	240		2	0.1512
6	桁・梁	杉	5	105	210		3	0.3309
7	桁・梁	杉	4	105	210		1	0.0882
8	桁・梁	杉	3	105	210		8	0.5296
9	桁・梁	杉	4	105	180		3	0.2268
10	桁・梁	杉	3	105	180		8	0.4536
11	桁・梁	杉	4	105	150		1	0.0630
12	桁・梁	杉	3	105	150		4	0.1892
13	桁・梁	杉	5	105	105		2	0.1102
14	桁・梁	杉	3	105	105		20	0.6620
15	桁・梁	杉	4	105	180		3	0.2268
16	桁・梁	杉	3	105	180		3	0.1701
17	桁・梁	杉	5	105	240		2	0.2520
18	桁・梁	杉	4	105	210		1	0.0882
19	桁・梁	杉	3	105	210		3	0.1986
20	桁・梁	杉	4	105	180		3	0.2268
21	桁・梁	杉	3	105	180		5	0.2835
22	桁・梁	杉	4	105	150		4	0.2520
23	桁・梁	杉	3	105	150		8	0.3784
24	桁・梁	杉	3	105	105		1	0.0331
25	2F登梁	杉	3	105	105		1	0.0331
26	火打梁	杉	3	90	90		2	0.0486
合計								5.8559

番号20100003

平成年月日

納品書(出荷伝票)

株式会社〇〇工務店

(株) 様

住所:

発地(出荷場所) 株式会社
着地(納入場所) 新建築工事

記1

株式会社△△プレカット



株式会社

住所: 京都市

電話: 075-○○○○

	樹種	等級	寸法	本数	単材積	材積	金額	備考
1	桧乾燥	特選	4000 × 120 ×	120	14	0.0576	0.8064	
2	桧乾燥	特選	3000 × 120 ×	120	13	0.0432	0.5616	
3	桧乾燥	特一等	4000 × 105 ×	105	9	0.0441	0.3969	
4	桧乾燥	特一等	3000 × 105 ×	105	3	0.0331	0.0993	
5	桧乾燥	特一等	3000 × 90 ×	90	16	0.0243	0.3888	
6	杉乾燥	一等	5000 × 360 ×	105	1	0.1890	0.1890	
7	杉乾燥	一等	4000 × 360 ×	105	1	0.1512	0.1512	
8	杉乾燥	一等	4000 × 300 ×	105	3	0.1260	0.3780	
9	杉乾燥	一等	5000 × 270 ×	105	1	0.1418	0.1418	
10	杉乾燥	一等	3000 × 240 ×	105	2	0.0756	0.1512	
11	杉乾燥	一等	5000 × 210 ×	105	3	0.1103	0.3309	

△△

六五

	樹種	等級	寸法			本數	單材積	材積	單價	金額	備考
12	杉乾燥	一等	4000	X	210	X	105	1	0.0882	0.0882	
13	杉乾燥	一等	3000	X	210	X	105	8	0.0662	0.5296	
14	杉乾燥	一等	4000	X	180	X	105	3	0.0756	0.2268	
15	杉乾燥	一等	3000	X	180	X	105	8	0.0567	0.4536	
16	杉乾燥	一等	4000	X	150	X	105	1	0.0630	0.0630	
17	杉乾燥	一等	3000	X	150	X	105	4	0.0473	0.1892	
18	杉乾燥	一等	5000	X	105	X	105	2	0.0551	0.1102	
19	杉乾燥	一等	3000	X	105	X	105	20	0.0331	0.6620	
20	杉乾燥	一等	4000	X	180	X	105	3	0.0756	0.2268	
21	杉乾燥	一等	3000	X	180	X	105	3	0.0567	0.1701	
22	杉乾燥	一等	5000	X	240	X	105	2	0.1260	0.2520	
23	杉乾燥	一等	4000	X	210	X	105	1	0.0882	0.0882	
24	杉乾燥	一等	3000	X	210	X	105	3	0.0662	0.1986	
25	杉乾燥	一等	4000	X	180	X	105	3	0.0756	0.2268	
26	杉乾燥	一等	3000	X	180	X	105	5	0.0567	0.2835	
27	杉乾燥	一等	4000	X	150	X	105	4	0.0630	0.2520	
28	杉乾燥	一等	3000	X	150	X	105	8	0.0473	0.3784	
29	杉乾燥	一等	3000	X	105	X	105	1	0.0331	0.0331	
30	杉乾燥	一等	3000	X	105	X	105	1	0.0331	0.0331	
31	杉乾燥	一等	3000	X	90	X	90	2	0.0243	0.0486	
32	桧乾燥(無背割)	特選	5000	X	120	X	120	3	0.0720	0.2160	
33	桧乾燥(無背割)	特選	3000	X	120	X	120	10	0.0432	0.4320	
34	桧乾燥(無背割)	特選	3000	X	105	X	105	88	0.0331	2.9128	
35	桧乾燥	特選	3000	X	105	X	105	2	0.0331	0.0662	
36	桧乾燥	特一等	3000	X	105	X	45	41	0.0142	0.5822	

三
六

	樹種	等級	寸法			本数	単材積	材積	単価	金額	備考
37	桧乾燥	特一等	3000	×	105	×	30	109	0.0095	1.0355	
38	桧乾燥	特一等	4000	×	90	×	45	6	0.0162	0.0972	
39	桧乾燥	特一等	3000	×	90	×	45	26	0.0122	0.3172	
40	米桼集成		4000	×	300	×	120	1	0.1440	0.1440	
41	レッドウッド集成	一等	5000	×	300	×	120	1	0.1800	0.1800	
42	レッドウッド集成	一等	5000	×	300	×	105	1	0.1575	0.1575	
43	レッドウッド集成	一等	4000	×	300	×	105	2	0.1260	0.2520	
44	レッドウッド集成	一等	4000	×	270	×	105	1	0.1134	0.1134	
45	レッドウッド集成	一等	6000	×	330	×	105	1	0.2079	0.2079	

(参考様式)

木拾表:主要構造材(柱・梁・桁・土台)用

【地域型住宅ブランド化事業】

申請者社名 株式会社 ○○工務店

建築主氏名 ◆田 ■朗、◆田 ●子

部位	規 格					使用数量					備考 証明書番号	
	樹種	幅 (m)	厚 (m)	長 (m)	単位 材積 (m ³)	数量 (本)	使用 材積 (m ³)	内、产地証明等がなされている木材				
								該当 ○印	認証名称	使用本数 (本)	使用材積 (m ³)	納品書 番号
柱	桧	0.12	0.12	5	0.0720	3	0.2160	○	州材認証システム	3	0.2160	32 A
	桧	0.12	0.12	3	0.0432	10	0.4320	○	州材認証システム	10	0.4320	33 A
	桧	0.105	0.105	3	0.0330	88	2.9106	○	州材認証システム	88	2.9106	34 A
小計						3.5586				3.5586		
梁	杉	0.36	0.105	5	0.1890	1	0.1890	○	州材認証システム	1	0.1890	6 B-1
	杉	0.36	0.105	4	0.1512	1	0.1512	○	州材認証システム	1	0.1512	7 B-2
	杉	0.3	0.105	4	0.1260	3	0.3780	○	州材認証システム	3	0.3780	8 B-3
	杉	0.27	0.105	5	0.1417	1	0.1417	○	州材認証システム	1	0.1417	9 B-4
	杉	0.24	0.105	3	0.0756	2	0.1512	○	州材認証システム	2	0.1512	10 B-5
	杉	0.21	0.105	5	0.1102	3	0.3307	○	州材認証システム	3	0.3307	11 B-6
	杉	0.21	0.105	4	0.0882	1	0.0882	○	州材認証システム	1	0.0882	12 B-7
	杉	0.21	0.105	3	0.0661	8	0.5292	○	州材認証システム	8	0.5292	13 B-8
	杉	0.18	0.105	4	0.0756	3	0.2268	○	州材認証システム	3	0.2268	14 B-9
	杉	0.18	0.105	3	0.0567	8	0.4536	○	州材認証システム	8	0.4536	15 B-10
	杉	0.15	0.105	4	0.0630	5	0.3150	○	州材認証システム	5	0.3150	16, 27 B-11, 22
	杉	0.15	0.105	3	0.0472	12	0.5670	○	州材認証システム	12	0.5670	17, 28 B-12, 23
	杉	0.105	0.105	5	0.0551	2	0.1102	○	州材認証システム	2	0.1102	18 B-13
小計						3.6318				3.6318		
桁	杉	0.105	0.105	3	0.0331	22	0.7276	○	州材認証システム	22	0.7276	9, 29, 30 B-14, 24, 25
	杉	0.18	0.105	4	0.0756	6	0.4536	○	州材認証システム	6	0.4536	20, 25 B-15, 20
	杉	0.18	0.105	3	0.0567	8	0.4536	○	州材認証システム	8	0.4536	21, 26 B-16, 21
	杉	0.24	0.105	5	0.1260	2	0.2520	○	州材認証システム	2	0.2520	22 B-17
	杉	0.21	0.105	4	0.0882	1	0.0882	○	州材認証システム	1	0.0882	23 B-18
	杉	0.21	0.105	3	0.0662	3	0.1984	○	州材認証システム	3	0.1984	24 B-19
	米松集成	0.3	0.12	4	0.1440	1	0.1440					40
	レッドウッド集成	0.3	0.12	5	0.1800	1	0.1800					41
	レッドウッド集成	0.3	0.105	5	0.1575	1	0.1575					42
	レッドウッド集成	0.3	0.105	4	0.1260	2	0.2520					43
	レッドウッド集成	0.27	0.105	4	0.1134	1	0.1134					44
	レッドウッド集成	0.33	0.105	6	0.2079	1	0.2079					45
小計						3.2282				2.1734		
土台	桧	0.12	0.12	4	0.0576	14	0.8064	○	州材認証システム	14	0.8064	1 A
	桧	0.12	0.12	3	0.0432	13	0.5616	○	州材認証システム	13	0.5616	2 A
小計						1.3680				1.3680		
合計		(柱・梁・桁・土台の合計値を記入)					紀州 10					

参考様式

木拾表: 主要構造材以外用

【地域型住宅ブランド化事業】
申請者社名 株式会社 ○○工務店
建築主氏名 ◆田 ■朗、◆田 ●子

部位	規 格					使用数量							備考	
	樹種	幅 (m)	厚 (m)	長 (m)	単位 材積 (m ³)	数量 (本)	使用 材積 (m ³)	内、産地証明等がなされている木材						
								該当 ○印	認証名称	使用本数 (本)	使用材積 (m ³)	納品書 番号		
下地材 (間柱 筋交)	桧	0.09	0.045	4	0.0162	6	0.0972	○	木材認証システム	6	0.0972	38	A	
	桧	0.09	0.045	3	0.0121	26	0.3159	○	木材認証システム	26	0.3159	39	A	
	桧	0.105	0.045	3	0.0141	41	0.5811	○	木材認証システム	41	0.5811	36	A	
	桧	0.105	0.03	3	0.0094	109	1.0300	○	木材認証システム	109	1.0300	37	A	
小計							2.0242				2.0242			
小計														
小計														
小計														
合計	(柱・梁・桁・土台の合計値を記入)													

(様式13)

対象住宅番号	B	1	3	2	9	6	8	0	1	3	1	0
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

←「補助金交付決定通知書」に記載
の番号を正確に記入してください。

↑アルファベット(B又はT)がこの欄になります。

1戸の対象住宅につき1枚のシートを作成してください。2戸以上の対象住宅について報告する場合はシートを追加して作成してください。

地域材使用量実績表【補助事業者記入用】

・対象住宅の建築主(売買契約による場合は買主)

建築主氏名 ◆田 朗、◆田 子

↑姓と名の間は文字を空けて記入してください。複数の場合は「、」で区切ってください。
売買契約による住宅の場合は「買主の氏名」を記入してください。

・地域材を利用する部材の使用量実績表

共通ルールで定めた使用部位	材積							共通ルールで定めた使用割合、使用量
	対象部位毎の使用量の合計(A)			左欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量(B)				
柱	3	5	5	m3	3	5	5	m3
梁	3	6	3	m3	3	6	3	m3
桁	3	2	2	m3	2	1	7	m3
土台	1	3	6	m3	1	3	6	m3
合計	1	1	7	m3	1	0	7	m3
対象木材の使用割合 (B/A × 100)					9	1	%	主要構造材(柱、梁、桁、土台)の80%以上に地域材を使用する
下地材(間柱・筋交)					2	0	2	m3
								下地材(間柱・筋交)に地域材を2.0m ³ 以上使用する
合計								
対象木材の使用割合 (B/A × 100)							%	
合計								
対象木材の使用割合 (B/A × 100)							%	

※

※

(注1)地域材使用に関する共通ルールを満たしていることが確認できるよう記入してください。

(注2)グループを通して、同じような形式でまとめ記入してください。また、交付申請時と同じ形式でまとめて下さい。

(注3)木材の使用量は、小数点以下第3位切り捨てとし、使用割合は小数点以下切り捨てとして記入してください。

(注4)共通ルールで、主要構造材や羽柄材等、部位毎に「使用割合」や「使用量」を定めている場合は、共通ルールの内容毎に集計し記入してください。

(注5)共通ルールで「全てに使用する」「過半に使用する」「〇〇%以上使用する」等、**使用割合を定めている場合は**、(A)欄には対象部位の木材の全使用量を、(B)欄には(A)欄のうち「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。(注6)共通ルールで「〇m³以上使用する」等、**使用量を定めている場合は**、(A)欄は空欄とし、(B)欄に「地域材」に該当する木材の使用量を記入してください。

(注7)共通ルールに応じて※欄に単位を記入してください。

資料 7

ホームページ掲載事項について

修正箇所	正	誤	修正日
1 手続きマニュアル 別紙2 ひとつ目の○ 4から5行目の（）内	・・・あらかじめ長期優良住宅建築等計画の認定を受けた上で、補助金交付申請（請負契約による住宅の場合は実績報告）の際に長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しを提出・・・	・・・あらかじめ長期優良住宅建築等計画の認定を受けた上で、補助金交付申請（第4期（請負）の交付申請の場合は実績報告）の際に長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しを提出・・・	2013/08/16
2 支援室HP よくある質問 てQ4、A4	A. 補助金交付申請について Q4. 既に長期優良住宅建築等計画の認定を取得している場合でも、「長期優良住宅の認定を受ける予定であることの誓約書」（様式6-2）は提出しなければならないのか。 A. 請負契約による住宅の補助金交付申請では、誓約書の提出が必要です。 す。補助金交付申請時に提出が不要となる長期優良住宅建築等計画の認定書等は、実績報告時に提出してください。	A. 第7期の補助金交付申請で、既に長期優良住宅建築等計画の認定を取得している場合でも、「長期優良住宅の認定を受ける予定であることの誓約書」（様式6-2）は提出しなければならないのか。 A. 第7期の補助金交付申請では、誓約書の提出が必要です。 補助金交付申請時に提出が不要となる長期優良住宅建築等計画の認定書等は、実績報告時に提出してください。	2013/08/16
3 様式 探査された要件の確認 (1) の表中	様式15 使用した地域材	使用する（予定の）地域材	2013/08/21

国住木第●●●●号
平成 25 年 8 月 6 日

○○木造住宅供給協議会 代表者 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

平成 25 年度地域型住宅ブランド化事業
に関するグループの採択の結果について（採択通知）

平成 25 年度地域型住宅ブランド化事業のグループ募集（募集期間：平成 25 年 5 月 27 日から平成 25 年 6 月 24 日まで）において、適用申請書をご提出いただいた貴殿が代表を務めるグループを別紙のとおり採択することが決定いたしましたので、通知いたします。

なお、本件についてのお問い合わせは、下記担当者までお願いいたします。

(担当)

国土交通省住宅局住宅生産課
木造住宅振興室 飯田、土屋
TEL 03-5253-8111 (内線 39422)

別紙

1. グループの名称

○○木造住宅供給協議会

2. 地域型住宅の名称

○○国産材活用住宅「匠の会」

3. グループへの配分額

20 百万円（1戸当たり100万円の配分とする）

この場合、配分戸数は20戸
となります。

4. グループ番号

03-0999-9999

交付申請書等に記載するグループ
番号は下4桁を記載してください。

5. 附帯条件

- ① 平成25年8月6日（グループ採択通知発出日）をもって、採択グループの構成員である施工事業者の施越工事（交付決定以前の事業の着手）の承認を行ったものとみなし、交付決定以前でも着工は可能です。
- ② 採択通知発出日より前に着工した住宅は、補助対象となりません。
- ③ 平成25年度中に着手（請負住宅においては工事請負契約の締結、建売住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）に至らない住宅は、補助対象となりません。
- ④ 事業の進捗状況により、既配分額の調整を行うことがあります。
- ⑤ 適用申請書に記載された内容を評価して採択されましたので、記載内容に即して確実に実施して下さい。
- ⑥ 実績報告時の検査等において、補助対象条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は交付されません。また、補助金交付後において、条件を満たしていないことが判明した場合、補助金は返還していただきます。
- ⑦ 平成24年度に引き続き採択を受けたグループについては、平成25年度中に今後5年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。

重要です。

6. 留意事項

- ① この採択通知の内容につきましては、貴グループのすべての構成員に必ずご周知ください。
- ② 採択されたグループの適用申請書については、「地域型住宅ブランド化事業グループ募集要領」記載のとおり、提出されたすべての様式を評価事務局ホームページで公開します。この公開は、消費者のグループへの信頼性向上による各グループの一層の取り組み強化、今後採択を目的としています。
- ③ 交付申請及び実績報告の受付期間は、地域型住宅ブランド化事業実施支援室（以下、「支援室」という）のホームページに掲載する、地域型住宅ブランド化事業補助金交付申請手続きマニュアル（以下、「手続きマニュアル」という）をご確認ください。

重要です。

7. 交付申請書等の入手先・提出先・問合せ先

交付申請等の手続き方法については、以下の支援室ホームページに掲載する「手続きマニュアル」に基づき、必要な書類を支援室にご提出ください。

地域型住宅ブランド化事業実施支援室（平成25年度）

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地 神楽坂1丁目ビル6階
TEL：0570-050-792
受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：30～17：00
URL：<http://www.ippan-chiiki-brd.jp>

8. 採択結果に関する問合せ先

地域型住宅ブランド化事業評価事務局（平成25年度）

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階
TEL：03-3560-2886
受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：30～17：00
URL：<http://www.chiiki-brd.jp>

平成 25 年 ○ 月 ○ 日

Ver.131002

国土交通大臣

殿

<抜粋>

地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
 この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実に相違ありません。

地域型住宅の名称：○○スギ活用住宅「匠の家」

グループの名称：○○地域型住宅供給協議会

平成24年度
採択グループ番号： 01-0999-0999

(平成25年度新規グループは、採択グループ番号は必要ありません)

(グループ代表者)

代表者名：○○ △△



代表者所属先：株式会社 ○○工務店

代表者構成員番号：VI-1

代表者住所：○○県□□市△△町1-2-3

電話番号：0000000000

(グループ事務局)

事務局事業者名：株式会社 ●●一級建築士設計事務所

事務局構成員番号：V-1

事務局担当者名：○○ ○○



事務局郵便番号：000-0000

事務局住所：○○県□□市□□町5-6-7

事務局電話番号：0125673489

事務局FAX：0125677654

事務局担当者E-mail：0000@0000.00.jp

※ 平成24年度採択グループは、平成24年度に提出された適用申請書から変更点がある場合、その変更点が分かるように(文字の色を変更する、下線を引く等)記載して下さい。

<地域型住宅の生産体制>

<様式2-1>

■他の様式にリンクしますので、全て正確に記載してください。

1. 地域型住宅の名称(必須)	○○スギ活用住宅「匠の家」
2. グループの名称(必須)	○○地域型住宅供給協議会
3. 地域型住宅供給対象地域(必須)	○○県△△地域
4. 結成年月(必須)	平成24年4月
5. グループ代表者名(必須)	○○ △△
6. グループ代表者の所属先(必須)	株式会社 ○○工務店
7. グループ代表者の構成員番号(必須)	VI-1
8. グループ代表者所在地(必須)	○○県□□市△△町1-2-3
9. グループ代表者電話番号(必須)	0000000000
10. グループ事務局事業者名(必須)	株式会社 ●●一級建築士設計事務所
11. グループ事務局の構成員番号(必須)	V-1
12. グループ事務局担当者名(必須)	○○ ○○
13. グループ事務局郵便番号(必須)	000-0000
14. グループ事務局所在地(必須)	○○県□□市□□町5-6-7
15. グループ事務局電話番号(必須)	0125673489
16. グループ事務局FAX番号(必須)	0125677654
17. グループ事務局担当者E-mail(必須)	0000@0000.00.jp

注1

注2

注3

注3

(構成員数) ※様式2-2の各シートからリンクする為、入力は必要ありません。

I. 原木供給	3
II. 製材・集成材製造・合板製造	4
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	2
IV. プレカット	
V. 設計	
VI. 施工	
VII. 木材を扱わない流通	1
VIII. I~VII以外の業種	3

ここに記載された認証制度において、
グループ構成員によって供給された
木材が地域材です。

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称		地域材の产地	認証制度等の名称
	○○県産材		○○県	○○県産材認証制度
△△県産材		△△県	△△県産材認証制度	
合法木材		国内・国外	合法木材証明制度	
B. 平成25年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)		
	うち長期優良住宅 300戸	200戸	本補助金の活用により、長期優良住宅の受注に集中的に取り組むこととし、長期優良住宅の供給予定戸数を平成24年実績の5割増しと設定。	
C. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール (必須)	地域型住宅による地域材使用予定量	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)		
	うち長期優良住宅分 6000 m ³	4000 m ³	地域型住宅には過半以上の地域材を使用する事としていることから左記地域材使用予定量を設定。	
D. 平成24年度の執行状況 (H24年度採択グループのみ必須)	採択戸数 注4 24 戸	交付申請件数 18 戸	完了実績見込み	
			竣工済 15 戸	竣工予定 3 戸

注1)代表者の所属先及び事務局事業者名は略さず正式名で記載してください。例:株式会社○(株)×

注2)郵便番号は、ハイフンありで半角入力 例:123-4567

注3)電話番号・FAXは、ハイフンなしで半角入力 例:0123456789

注4)採択戸数は最終的な配分戸数を記入して下さい。

<ブランド化事業のねらいに対する取り組み>

<様式3-1>

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) ○○スギ活用住宅「匠の家」	(地域型住宅供給対象地域) ○○県△△地域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) ○○地域型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 平成24年度のグループ番号(必須)	0 1 - 0 9 9 9 - 0 9 9 9	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

ア. 特徴あるブランド化の目標設定 (必須)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

a. 【地域型住宅「○○スギ活用住宅「匠の家」」の取組み】

県土の6割が特別豪雪地域であるうえ、活断層が多く存在し地震多発地帯である。また、地域材として良質なスギ人工林を保有する地域でもある。

この地域特性への対応を前提として、下記、取組みを行う。

○ 積雪荷重を考慮した許容応力度計算による構造等級2以上の確保

○ グループで指定する地域材を主要構造部に50%以上使用

○ 地盤調査・設計性能表示の義務付け

○ 完成保証(建てる安心)住宅履歴情報蓄積(維持する安心)の義務化

○ 地域型住宅「○○スギ活用住宅「匠の家」」認定証の発行

【平成24年度の取組みにおける課題】

高齢者化が進む当地域において、すまい手が将来にわたって安心して暮らせる住宅づくりを目指している。しかし、消費者に対してこの意図が伝わっていない。これは、消費者への取組みの案内を構成員個々の対応に依存していた点が大きく影響していると考える。

【課題解決に向けた平成25年度の取組み】

平成25年度は、消費者へのマーケティング活動の強化と施工グループを中心として、グループとしての広報活動や各グループ構成員への新規加入の働きかけを行い、「○○スギ活用住宅「匠の家」」の市場認知度を向上に向けた取組みを行う事とし、協議会内に、施工グループを中心とした広報委員会を設置し、○○県△△地区を中心に地域型住宅の特徴を記載した消費者を対象としたチラシの作成を行い各構成員を中心に広報活動を行う。また、Webサイトの強化を図り広報活動の一環として地域における住宅マーケットの動向を調査し、より現実的な供給予定戸数とする。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的な取組み内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的な手段
上記を踏まえた地域型住宅の特徴等(性能や地域性等)における共通ルール(任意)	積雪荷重を考慮した許容応力度計算による構造等級2以上の確保と住宅設計性能評価の取得	住宅性能評価証と許容応力度設計図書及び、第三者機関の検査を受け、それらが発行する証明書を添付し、事務局にて確認する
	地盤に応じた地盤調査を選定し実施。	地盤調査証明書を添付するとともに、第三者機関の検査を受け、それらが発行する証明書を添付し事務局にて確認する
	気が香る住宅を、モットーに「木造現し」を取り入れた住宅とする	設計図書・施工後の写真を添付し、事務局にて確認する

効率的な住宅生産体制の整備(aは必須)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

a. 【住宅生産体制の整備と品質維持に向けた取組み】

- 設備検討WGを設置し、グループとして地域型住宅に使用する建材の選定を行い、主に施工グループを対象とした建材の共同購入リストを作成し、事前に年間の使用量の割り出しを行う。
- 株式会社 口口総業との住宅設備機器、資材における、同一製品の共同購入契約の締結による設備工事コストの削減

【平成24年度の取組みにおける課題】

設備建材の共同購入等の取組みにおいてコストの低減には一定の効果を得たが、使用する建材の性能の担保や設備工事の均一化、維持管理の容易性における検討が不十分だったため期待する効果までは達成していない事が判明した。平成25年度は、この点を考慮し以下の対策を行う。

【課題解決に向けた平成25年度の取組み】

採択要件の適合確認書(交付)【様式6】、
採択要件の適合確認書(実績)【様式15】には、
この具体的な取組み内容を記載してください。

下の取組みを追記する。

上記の作成
む

b. 【住宅生産におけるグループの信頼向上に資する取組】

- 地域型住宅においてグループで定めた「標準設計・施工指針」を順守し、第三者機関○○県○○センターの検査を受け証明書の添付を行う
- グループとしての「標準見積書」の作成と、積算手法の標準化の取組み。それにより、消費者への住宅コストの見える化と適正な価格の提示
- 「標準見積書」を使用して消費者への提示・説明の義務化

【平成24年度の取組みにおける課題】

平成24年度の取組みの結果、地域型住宅の性能の担保や設備工事の均一化、維持管理の容易性や設備工事に関するコストの低減を目的とした取組みの必要性が課題としてグループ構成員から提案があった。

【課題解決に向けた平成25年度に追加する取組み】

- インターネットを使い、消費者への施工状況の公開を行い施工における消費者の不安を払拭する。
- 対象となる住宅に関する全構成員が施工状況の共有を行える仕組みの導入
- 「標準設計・施工指針」の準備・施工結果の記録の義務化

地域型住宅の生産に関する共通ルール

具体的な取組み内容

個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的な手段

上記の住宅生産の合理化・効率化に資する取組、安定供給の長期維持体制、グループの信頼向上に資する取組における共通ルール(任意)

「標準見積書」を使用して消費者への提示・説明の義務化と契約書への記載
(株)口口総業との同一製品の大口契約による、住宅設備の仕入れ価格の値引き

契約書の写しの提出と重要事項説明完了の押印がある完了書の写しの提出

住宅設備の一般的な納入価格が分かる価格表と値引き価格が分かる契約書を添付。

注1) 平成24年度採択グループの記載事項

※) 平成24年度採択グループは、それぞれの項目について平成24年度の取り組みを踏まえた課題と、平成25年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

<ブランド化事業のねらいに対する取り組み>

<様式3-2>

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) ○○スギ活用住宅「匠の家」	(地域型住宅供給対象地域) ○○県△△地域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) ○○地域型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 平成24年度のグループ番号(必須)	0 1 - 0 9 9 9 - 0 9 9 9	9 注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備 (aは必須)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

a. 地域型住宅の長寿命化に向けて履歴情報の蓄積、グループとしての点検内容・診断基準の設定を行い、すまい手の安心と信頼を確保する。

- 住宅履歴情報蓄積の義務化と住宅履歴情報活用WGの設置
- グループ共通の維持保全計画書の作成と活用および、メンテナンス実施時期の明文化(1年・3年・5年・10年・20年・30年)
- メンテナンス実施に関する報告書の提出(すまい手に原本、事務局に写しの提出)
- すまい手による「住宅のお手入れマニュアル」の作成と消費者を対象とした相談会の実施

【平成24年度の取組みにおける課題と平成25年度の取組み】

グループとして住宅履歴情報の管理方針が明確となっていたかった為、施工グループ各社での管理が中心となりグループ全体での地域型住宅に関する情報の把握に混乱を生じる場面があった。住宅履歴情報の管理、協力機関および蓄積情報の統一を必要として検討を行う。

上記、長期維持管理に関する取り組みに下記項目を加え、実施する。

- 住宅履歴情報サービス機関「○○○○○」への情報蓄積の義務化、情報の管理・活用指針を基にグループ全体としてメンテナンス体制を構築する。

b. 施工事業者の廃業や業態の変化に対する対応は、施工事業者の選定、信頼の確保に対してグループとして以下の取組みを行う。

- グループが提携する○○保証の住宅完成補償への加入
- グループ事務局内に「すまい手相談窓口」の設置と、連絡先を明記した「○○スギ活用住宅「匠の家」認定証の発行
- 瑕疵が発生した場合の対応の手引きを作成し、住宅の引き渡し時に「重要事項説明」としての説明の義務付け
- 補助金の受け渡しに関する証明証を作成し、受け渡し完了後証明書の写しをグループ事務局に提出

【平成24年度の取組みにおける課題と平成25年度の取組み】

グループ構成員に廃業等の事業者は発生しなかったが、消費者からの問い合わせにより引き渡し後の指針を、明確にしその対応を行う事とした。

上記、万が一に備えた体制構築の取組みに、下記項目を追加し対応を行う

- 地域型住宅1棟当たり10円の積立てを行い、廃業時の調査費として使用し、消費者にメンテナンス引き受けに関する提案と説明を実施

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的な取組内容	個別に住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの長期にわたる住宅維持管理体制における共通ルール（任意）	グループ共通の維持保全計画書を使用し、点検方法・診断基準に準じたメンテナンスの実施と報告の義務化	維持保全計画書の写しの提出とメンテナンス実施報告書の提出
住宅履歴情報の保存方法（任意）	契約時、○○住宅履歴サービスに登録し登録し、住宅履歴情報の蓄積の義務化	○○住宅履歴情報サービスが発行する、住宅履歴情報の預かり証の写しの提出

エ. グループの技術力の向上 (aは必須)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

a. 地域型住宅は、長期優良住宅認定・設計性能評価の取得において、未経験の構成員が含まれている。その対応として、設計グループ構成員によるサポートや仕様説明会・施工・設計に関する勉強会等の計画を立て実施する事としている。

- 施工グループの内、長期優良住宅の経験メンバーを中心として、実際の施工現場での施工勉強会の実施(2回)
- 未経験者の不安・疑問に対処する座談会形式の勉強会の実施（事業開始後すぐに実施：必要に応じて追加実施）
- 設計グループを中心とした設計仕様委員会の設置と仕様説明会の実施（1回：必要に応じて追加実施）
- 設計仕様委員会主催の長期優良住宅・設計性能評価研修会の実施（2回）

【平成24年度の取組みにおける課題と平成25年度の取組み】

採択要件の適合確認書(交付)【様式6】、
採択要件の適合確認書(実績)【様式15】には、
この具体的な取組内容を記載してください。

- 施主に向けて具体的に提案できるようすまい手像を明確にした長期優良住宅プランを作成し、仕様や見積り内容を共有する
- 事務局を中心として設計グループ活用の手引きを作成し、設計チームの積極的な活用を推進する。

b. ○○県は、地域特有の骨太な古材を使用した古民家が点在している。この古材に対する愛着と古材の持つ味わいを重視する消費者や技術者が多く存在する。この為、グループでは古材の再利用拡大に向け、サイズ・品質・強度の検証など、リフォームにおける再利用に向けた取組みを行っている。

【平成24年度の取組みにおける課題と平成25年度の取組み】

グループ構成員より、一定期間を経た住宅の点検・検査に対して従来の目視を中心とした手法では、消費者に対して明確な現況説明や改修の提案が理解されにくく、第三者による客観的な検査手法の開発はできないかとの問題提起がなされた。

この為、科学的な検査方法の検討と検証や実施する時期など研究チームを作り検討を行い技術的な検証を行う事が必要であるとなった。

上記、新たな技術等の導入・開発に関する取組みに、下記項目を追加し対応を行う

- 既存住宅の科学的な検査方法の検討と検証、実施する時期などを研究する技術委員会の立ち上げ
- 委員会による第三者機関を交えて、不可視な部位の点検方法の抽出と科学的手法の実用性の検討と科学的検査の採用時期の検討および実証
- 研究モデルの研究結果を共有する会員登録を対象とした学習会の開催(2014年2月)

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的な取組内容	個別に住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
グループの技術力の向上における共通ルール（任意）	地域型住宅の仕様説明会、長期優良住宅・設計性能評価研修会の実施参加の義務付け	事務局による説明会、研修会参加の管理及び修了証の発行

注1) 平成24年度採択グループのみ記載してください。

※) 平成24年度採択グループは、それぞれの項目について平成24年度の取り組みを踏まえた課題と、平成25年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

<ブランド化事業のねらいに対する取り組み>

<様式3-3>

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) ○○スギ活用住宅「匠の家」	(地域型住宅供給対象地域) ○○県△△地域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) ○○地域型住宅供給協議会	(結成年月) 平成24年4月
3. 平成24年度のグループ番号(必須)	0 1 - 0 9 9 9 - 0 9 9	9 [注1]

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

オ. 地域産業の活性化 (a)は必須)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

a. 地域型住宅「○○スギ活用住宅「匠の家」」では、以下の2点に留意し地域材の選定を行った。

1. 主要構造材として、品質・性能・強度が明確に判断できる材を使用する事。
2. 地域材の供給が安定的に行え、住宅建築のコストの高騰を避ける事が出来る事。

その上で、地域材の取り扱い事業者による出荷証明と地域型住宅のルールを順守する事に賛同した事業者がグループメンバーとなっている。

[地域材の具体的な使用部位とその使用量]

○ 使用する地域材として主に、○○県産材認証制度、△△県産材認証制度による○○県産材、△△県産材を使用する。

○ 主要構造材(柱、梁、桁、土台)の過半にグループ指定の地域材を使用し、柱は4寸角以上の材を使用する事

【平成24年度の取組みにおける課題と平成25年度の取組み】

本事業に採択された近隣のグループの多くも○○県産材認証制度、△△県産材認証制度による○○県産材、△△県産材を使用する地域材として指定している為、横架材として使用する材の調達が困難となる場合があった。結果として、材の品質・強度・納期を考えた場合、住宅の間取り・デザインに制限がかかる消費者の要望に対する対応が困難になる場合が発生した。

平成25年度は、この点を考慮し、使用する地域材および仕様部位に対し平成24年度の取組みに以下のルールを追記する。

○ 使用する地域材として、柱の品質・強度・構造等の属性に関する、合法木材(国産及(国外))の使用を認めれる。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材利用に関する共通ルール (必須)	主要構造材(柱、梁、桁、土台)の過半にグループ指定の地域材を使用し、柱は4寸角以上の材を使用する	住宅の木査表、地域材の証明書(合法証明を含む)、流通時の納入伝票を添付するとともに第三者機関が発行する証明書を添付

【適用する地域情報のグループ構成員による共通方針】

グループ構成員のみが使用できる専用の情報共有のホームページを設置しており、その中で地域材の供給グループ(原木供給・製材・集成材・合板・流通)による、地域材の出荷状況等の情報の提供を行い全構成員が情報を共有できる体制をとっている。

構成員によっては、ITに不慣れな構成員もあり情報の共有が不十分な状況が見受けられた為、平成25年度は、事務局が中心となって勉強会や個別訪問・問い合わせ対応等で情報共有の確実化を図る。

採択要件の適合確認書(交付)【様式6】、
採択要件の適合確認書(実績)【様式15】には、
この具体的取組内容を記載してください。

この取組みにおける課題と対策を併記
消費者が多くいる事が分かり、「○○置」のみならず地域で生産され
地域で製作される「模」や「瓦」との組合せによる地域を意識した提案を
果の提案シートを作成し、地域を意識した地域型住宅として基本仕様
に組み込む。

d. 【地域の街並み・景観ガイドライン等との整合性】※ 平成24年度の取組みにおける課題と対策を併記

当協議会による地域型住宅の主な供給地域である○○県△△地域は、「環境未来都市」として国が選定した△△町を中心とする地域である。

△△町の「環境未来都市構想」には、「地域材による地域型住宅づくり」に関する内容が含まれており、当協議会の取組は

当該構想に合致する取組でありその適合が必要であると捉え、平成24年度はそのガイドラインへの適合に向けた整備を行った。

平成25年度は、○○町まちなみづくりガイドラインに適合するようにため、○○町よりまちなみ保全新築住宅計画の認定を取得する。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材情報の共有、地場産業等の積極的活用、街並みガイドライン等に関する共通ルール(任意)	○○町まちなみづくりガイドライン等に適合するように努め、○○町よりまちなみ保全新築住宅計画の認定を取得	○○町まちなみ保全新築住宅計画の認定証の写しを添付

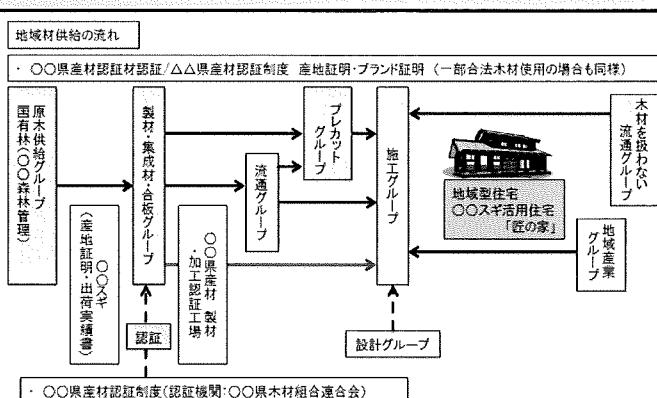
長の範囲(年次)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

【補足】 地域型住宅の地域材の供給の流れ

- 一部、施工グループの構成員においては、全て手刻みによる可能を行う為、地域材の供給の流れの中で、製材・集成材・合板グループから直接購入を行う場合がある。
また、一部流通グループを介さずに、地域材の調達を行う場合がある。(一部プレカット加工を使用する場合)
- 原木の一部においては、○○森林管理署が管理する国有林の競争入札によって原木の調達を行う予定がある。
この際の、原木の出荷証明の取得は無い

※ 合法木材の一部においては、産地・出荷者が多岐にわたり原木供給者の特定が困難な場合が多々ある。
この為、製材・集成材・合板グループに所属する出荷者による合法性の証明によって代替する



注1) 平成24年度採択グループのみ記載してください。

※) 平成24年度採択グループは、それぞれの項目について平成24年度の取り組みを踏まえた課題と、平成25年度における対応方針を明確に記載してください。

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

※) グループの取組に関する補足説明は様式3-3の「その他」の欄に記載して下さい。

県別認証制度一覧 《参考》

本一覧は、都道府県等の認証制度について、ホームページ等で公開されている情報等を参考に、各制度の内容を本事業に当てはめて記載。制度ごとに、1行目に事業者の登録・認定を受けていることが確認できる書類、2行目に認証材であることが確認できる書類、3行目に備考を記載。認証制度については、第1回募集で申請のあったものと評価事務局ホームページ(平成25年度事業)Q&Aを網羅しているわけではありません。本一覧で不足している制度については、評価事務局までご連絡ください。また、業種の区分等、各制度の内容と本事業とで必ずしも一致しない場合がありますので、訂正すべき箇所等ありましたら、評価事務局までご連絡ください。

各制度を適用するに当たっては、事業者において、予め、各制度の内容をご確認いただくようお願いいたします。

参考3

評価事務局ホームページ(平成25年度事業) Q&A

地域材の使用について Q2より

本一覧で網羅しているわけではありません。

いる箇所もありますので、訂正すべき箇所等あります。

エリア	対象県	県番号	認証制度名	原木供給	製材・集成材・合板製造	建材(木材)流通	プレカット	設計	施工
北海道	北海道	1	木材産地証明制度		木材産地証明工場登録証明書		木材産地証明工場登録証明書		
				伐採地が明記された納材伝票	「木材産地証明書」※①	「木材産地証明書」※②	「木材産地証明書」※①		
				①登録証明書・登録工場が自社の押印により木材産地証明書発行(3枚複写綴りの内1枚保管し、2枚は流通業者へ発行) ②製造業者から発行された2枚綴りのうち1枚を保管し1枚を住宅生産者等へ発行					
		2	北海道における新たな合法木材証明制度 ★H25/5/7更新	合法木材供給事業者認定書※①	合法木材供給事業者認定書※①	合法木材供給事業者認定書※①	合法木材供給事業者認定書※①		
				伐採届出等の写し※②	納品書等※③	納品書等※③	納品書等※③		
				①認定団体は、道木連・道森連・札幌地方素材生産事業協同組合、帯広地方素材生産事業協同組合のいずれかであること。 ②自社の認定番号・事業者名・伐採地を記載。 ③合法であること、木材の産地、認定番号を記載。					
		3	北の木の家認定制度		木材産地証明工場登録証明書		木材産地証明工場登録証明書		
				伐採地が明記された納材伝票 合法証明書	「木材産地証明書」※① 合法証明書	「木材産地証明書」※② 合法証明書	「木材産地証明書」※① 合法証明書	③	③
				①登録証明書・登録工場が自社の押印により木材産地証明書発行(3枚複写綴りの内1枚保管し、2枚は流通業者へ発行) ②製造業者から発行された2枚綴りのうち1枚を保管し1枚を住宅生産者等へ発行 ③建築主の申請代理の場合)申請書類:認定申請書・産地証明書の写し・合法材が証明出来るもの写し・構造用材であればJAS製品を証明できるもの・構造用材は含水率20%以下もしくは防腐加工を証明出来るもの・建築確認済証の写し ※認定されると建築主に「北の木の家」認定書が発行される。					
東北地方	青森県	2	青森県産材認証制度	「青森県産材認証制度に係る「登録者」認定証」	「青森県産材認証制度に係る「登録者」認定証」※1	(原木市場) 「青森県産材認証制度に係る「登録者」認定証」	「青森県産材認証制度に係る「登録者」認定証」		
				出荷証明書	出荷証明書	(原木市場) 出荷証明書	出荷証明書		「県産材証明願」に証明機関が押印したもの※2
				※1集成材・合板の場合 ①原材料の50%を上回る量が県内で伐採された原木であれば青森県産材と見なせる。 ②集成材・合板は県内に工場がなく、県外の工場は認定証を取ることはできないが、出荷証明等で①を証明することで、青森県産材として認められる。 ※2木材製品使用者等(建築土木業者・工務店・商社・小売店等)からの申請に応じ青森県産材認証推進協議会が発行する。申請時に出荷証明書を添付する。製材業者や原木供給者も申請者になることができる。					
		3	岩手県産材証明制度	「岩手県産材証明登録者認定証」	「岩手県産材証明登録者認定証」	「岩手県産材証明登録者認定証」	「岩手県産材証明登録者認定証」		
				「岩手県産材地証明書」※1	「岩手県産材地証明書」※1※2	「岩手県産材地証明書」※1	「岩手県産材地証明書」※1※2		
				※1 1枚の「岩手県産材地証明書」に履歴明記、押印してリレー(流通最終にて証明書となる)。 ※2 貨加工・委託加工については不要。					
	4	宮城県	優良みやぎ材認証制度	みやぎ材利用センター登録事業体のリスト(HP)に掲載※1	みやぎ材利用センター登録事業体のリスト(HP)に掲載※1	みやぎ材利用センター登録事業体のリスト(HP)に掲載※1	みやぎ材利用センター登録事業体のリスト(HP)に掲載※1		
				「優良みやぎ材認証書」※2					
				※1事業者の登録証はない。制度上必須なのは製材加工業者の登録だが、流通業者、素材生産業者等も登録はできる。 ※2製品出荷時にみやぎ材利用センターの認証検査を受け、優良みやぎ材認証書の交付を受ける。					
	5	秋田県	5 乾燥秋田スギ認証制度	「乾燥秋田スギ認証製品生産工場認定書」					
				「乾燥秋田スギ認証製品出荷証明書」※2 製品にブランドシール(ロット単位)					
				※出荷証明書は依頼に応じ対応					
東北地方	6	山形県	県産木材「やまがたの木」認証制度	「県産木材「やまがたの木」認定事業者認定証」	「県産木材「やまがたの木」認定事業者認定証」	「県産木材「やまがたの木」認定事業者認定証」※2※3			
				伐採地が記載された納材書等	「やまがたの木」販売管理表※1	「やまがたの木」販売管理表※1	「やまがたの木」販売管理表※1※3		
				事業者の認定は、自社で製品を販売する事業者が対象。 ※1 1枚の販売管理表に記入押印してリレー ※2 認定証の事業種は「木材販売業」 ※3 貨加工、県外の事業者は不要。県外の事業者は他県産材と混じらないように分別管理を行う。					
			県産木材「やまがたの木」認証制度のうち やまがた県産材集成材	製材業者(ラミナ):「県産木材「やまがたの木」認定事業者認定証」かつ協定認定事業者※2 集成材製造:協定工場※1	「県産木材「やまがたの木」認定事業者認定証」かつ協定販売事業者※3	「県産木材「やまがたの木」認定事業者認定証」※5※6			
				産地証明書等	製品に認証ラベルを貼付	「やまがたの木」販売管理表※4	「やまがたの木」販売管理表※4※6		
				※1 やまがた県産木材利用センターと、「やまがた県産材集成材」の認証に関する協定書を締結。 ※2 認定事業者で、かつ、やまがた県産木材利用センターと協定を締結。 ※3 認定事業者で、かつ、やまがた県産木材利用センターと協定を締結。2012年10月現在、有効な協定販売事業者は(株)山形城南木材市場、(株)坂木木材市場のみ。 ※4 販売の管理は、協定販売事業者からスタート。県産木材「やまがたの木」認証制度の販売管理表による。 ※5 認定証の事業種は「木材販売業」 ※6 貨加工、県外の事業者は不要。県外の事業者は他県産材と混じらないように分別管理を行う。					

エリア	対象県	県番号	認証制度名	原木供給	製材・集成材製造・合板製造	建材(木材)流通	プレカット	設計	施工
関東地方	福島県	やまとがた県産材合板認証制度	認定事業者※1 産地証明書等	協定工場※2 製品、梱包に表示					「やまとがた県産材合板」使用報告書※3
※1 認定証等なし。2012年9月現在、山形県森林組合連合会・山形県森林整備事業協同組合連合会の2者のみ(実施要綱に記載あり)。 ※2 認定書等はないが、やまとがた県産木材利用センターとの協定書がある。 ※3「山形の家づくり利子補給」事業の書式による。									
7 県産木材証明制度		納入伝票等※	納入伝票等※	納入伝票等※	納入伝票等※			「県産材証明願」に県産材証明機関が記名押印したもの	
		福島県ブランド材製品認証	「証 福島県ブランド材認証工場」						
			・ブランド材には「とってお木」商標ラベルを添付。						
茨城県	8 認証制度無し								
栃木県	9 栃木県産出材証明制度	「「栃木県産出材」証明制度に係る「登録業者」認定証」※1	「「栃木県産出材」証明制度に係る「登録業者」認定証」※1	「「栃木県産出材」証明制度に係る「登録業者」認定証」※1	「「栃木県産出材」証明制度に係る「登録業者」認定証」※1※3				
		各社通常使用の出荷伝票に専用の「県産出材証明印」を押したもの※2	各社通常使用の出荷伝票に専用の「県産出材証明印」を押したもの※2	各社通常使用の出荷伝票に専用の「県産出材証明印」を押したもの※2	各社通常使用の出荷伝票に専用の「県産出材証明印」を押したもの※2※3				
群馬県	10 ぐんま優良木材品質認証	※1登録業者になるには合法木材供給認定も必要。 ※2自社発行の正の伝票と他社発行の副の伝票を次社に提出。 ※3栃木県産出材証明制度の登録認定を受けている建材(木材)流通業者からの持ち込み加工(貢挽き)の場合は不要。							
		合法木材である証明書 県内産素材である証明書	「ぐんま優良木材生産工場認証書」※1						
			認証ラベル ぐんま優良木材品質認証センターの発行した証明書※2 「ぐんま優良木材出荷証明書」※1						
		※1工場認証の場合。※2製品認証の場合。							
埼玉県	11 さいたま県産材木材認証制度	「さいたま県産木材認証事業体認定書」	「さいたま県産木材認証事業体認定書」	「さいたま県産木材認証事業体認定書」	「さいたま県産木材認証事業体認定書」				
		「さいたま県産木材販売伝票」※	「さいたま県産木材販売伝票」※	「さいたま県産木材販売伝票」※	「さいたま県産木材販売伝票」※				
千葉県	12 ちばの木認証制度 ★H25/5/7更新	「ちばの木取扱事業者認定証」	「ちばの木取扱事業者認定証」	「ちばの木取扱事業者認定証」	「ちばの木取扱事業者認定証」※2				
		「ちばの木販売管理表(A)」※1 合法証明書	「ちばの木販売管理表(A)」※1	「ちばの木販売管理表(A)」※1	「ちばの木販売管理表(A)」※1※2				
		※1 自社発行の正の伝票と他社発行の副の伝票を次社に提出。 ※2 貢加工の場合不要。							
		※1 原木市場の場合必要。 ※2 森林所有者は協議会の承認を受ける。素材生産業者は協議会の承認を受けた認証確認書を受け取り、記入押印し、出荷先に提出。							
東京都	13 多摩産材認証制度	「多摩産材認証登録事業者認定書」	「多摩産材認証登録事業者認定書」	「多摩産材認証登録事業者認定書」※1					
		「多摩産材認証確認書」※2	「多摩産材認証印」を押した出荷伝票 原木市場からの出荷確認書(素材生産業者からの買い付けの場合は認証確認書)の写し	多摩産材であることを明記した出荷確認書※1					
神奈川県	かながわ県産木材产地認証制度	「かながわ県産木材生産者認証書」※1	「かながわ県産木材生産者認証書」※1						
		「かながわ県産木材产地認証書」※2	「かながわ県産木材产地認証書」※2						
	14 かながわブランド県産木材品質認証制度	「かながわ県産木材生産者認証書」※1	「かながわ県産木材生産者認証書」※1 かながわブランド県産木材品質認証製材工場としてHPに掲載						
		「かながわ県産木材产地認証書」※2	「かながわ県産木材产地認証書」※2 「かながわブランド県産木材品質認証書」						
新潟県	15 越後杉ブランド認証制度	※1認証生産者でない業者でも、協議会の検査に合格し産地認証書を発行してもらえば取り扱える。 ※2認証生産者の場合、自ら交付。認証生産者でない場合、協議会が交付。様式は異なる。							
		「越後杉ブランド認証材生産工場認証書」※1							
		「県産材产地認証書」	認証ラベル 「越後杉ブランド認証材証明書」※2						
富山県	16 富山県産木材製品認証	富山県森林組合連合会又は富山県木材組合連合会の会員であること	富山県森林組合連合会又は富山県木材組合連合会の会員であること	富山県森林組合連合会又は富山県木材組合連合会の会員であること	富山県森林組合連合会又は富山県木材組合連合会の会員であること				
		県産材製品証明書	県産材製品証明書	県産材製品証明書	県産材製品証明書				

エリア	対象県	県番号	認証制度名	原本供給	製材・集成材製造・合板製造	建材(木材)流通	プレカット	設計	施工
中部地方	石川県	17	県産材産地及び合法木材証明制	合法木材供給事業者であるとの証明書	合法木材供給事業者であるとの証明書	合法木材供給事業者であるとの証明書	合法木材供給事業者であるとの証明書		
				施業計画伐採届等(事業者名と認定番号を明記)	納品書等(事業者名、認定番号、産地名を明記)	納品書等(事業者名、認定番号、産地名を明記)	「県産材産地及び合法木材証明書」		
	福井県	18	ふくいブランド材	ふくい県産材供給センターの会員であること	ふくい県産材供給センターの会員であること				
				切り口に「県合」の刻印(県産材かつ合法木材の証)	ラベル				
			県産材を活用したふくいの住まい支援事業	※1	※1	※1	※1		
				木材納入証明書※2	木材納入証明書※2	木材納入証明書※2	木材納入証明書※2		
				※1原則として、福井県木材組合連合会の会員を対象として県産材証明を行う ※2以下の「使用した木材が県産材であることを証明するための納品書等」を添付 ①森林所有者等から直接原木を購入して、製材加工した場合⇒適合通知所等の写しなど伐採届けの提出を証明する書類 ②合法木材認定事業者から原木を購入して製材加工、または製品を購入した場合⇒事業者認定実施要領等で定められた事項が記載されており、かつ伐採地が記載されている納品書等 ③木材市場で原木を購入して製材加工、または製品を購入した場合⇒木材市場からの購入伝票等(荷主番号または荷主名、ならびに伐採地が記載されたもの)					
	長野県	20	信州木材認証制度		「信州木材製品認証工場認証書」※2				
				「県産材証明書」又は「県産材産地証明書」	「信州木材認証製品出荷証明書」※1 「信州木材製品認証検査報告書」※2	「信州木材認証製品出荷証明書」※1	「信州木材認証製品出荷証明書」※1		
				※1製品認証の場合 ※2工場認証の場合					
関東・東北地方	岐阜県	21	岐阜証明材推進制度	「証明材推進事業者登録通知書」	「証明材推進事業者登録通知書」	「証明材推進事業者登録通知書」	「証明材推進事業者登録通知書」※3		
				証明に必要な事項(※1)を明記した出荷伝票等	証明に必要な事項(※2)を明記した出荷伝票等	証明に必要な事項(※2)を明記した出荷伝票等	証明に必要な事項(※2)を明記した出荷伝票等※3		
				※1推進事業者登録番号、伐採地、伐採種(皆伐、抾伐、間伐)、所有区分、森林区分、合法性証明 ※2推進事業者登録番号、「ぎふ証明材」 ※3貢加工の場合は不要					
			ぎふ性能表示材推進制度	「証明材推進事業者登録通知書」 「ぎふ性能表示材工場認定証」※4	「証明材推進事業者登録通知書」	「証明材推進事業者登録通知書」※5			
				証明に必要な事項(※1)を明記した出荷伝票等	証明に必要な事項(※2)を明記した出荷伝票等	証明に必要な事項(※3)を明記した出荷伝票等	証明に必要な事項(※3)を明記した出荷伝票等※5		
			※1推進事業者登録番号、伐採地、伐採種(皆伐、抾伐、間伐)、所有区分、森林区分、合法性証明 ※2推進事業者登録番号、性能表示材を認証した認定工場番号又はセンター検査番号、「ぎふ性能表示材」 ※3推進事業者登録番号、「ぎふ性能表示材」 ※4工場認定の場合 ※5貢加工の場合は不要						
	静岡県	22	静岡県産材証明制度	「県産材取扱事業者認定証」	「県産材取扱事業者認定証」	「県産材取扱事業者認定証」	「県産材取扱事業者認定証」※2		
				一次「県産材販売管理票」	二次以降の「県産材販売管理票」※1	二次以降の「県産材販売管理票」※1	二次以降の「県産材販売管理票」※1		
				※1直前の「県産材販売管理表」の副を添付。 ※2貢加工・委託加工については、要綱上の販売とならないため不要。					
			しづおか優良木材認証制度	「県産材取扱事業者認定証」	「県産材取扱事業者認定証」かつ「認定証」※3	「県産材取扱事業者認定証」	「県産材取扱事業者認定証」※2		
				一次「県産材販売管理票」	二次以降の「県産材販売管理票」※1 「しづおか優良木材製品出荷証明書」	二次以降の「県産材販売管理票」※1	二次以降の「県産材販売管理票」※1※2		
			※1直前の「県産材販売管理表」の副を添付。 ※2貢加工・委託加工については、要綱上の販売とならないため不要。 ※3認定工場の製品のほか、しづおか優良木材認証審査会が個々に検査を行い合格した製品も認証される。						
関東・東北地方	愛知県	23	愛知県産材認証機構認証制度	「認定事業者登録証」「認定事業者登録証」「認定事業者登録証」「認定事業者登録証」「認定事業者登録証」					
				「この木材は、あいち認証材です。」と「愛知県産材認証機構認定事業者登録番号」を記載した伝票等	「この木材は、あいち認証材です。」と「愛知県産材認証機構認定事業者登録番号」を記載した伝票等	「この木材は、あいち認証材です。」と「愛知県産材認証機構認定事業者登録番号」を記載した伝票等	「この木材は、あいち認証材です。」と「愛知県産材認証機構認定事業者登録番号」を記載した伝票等		
	三重県	24	「三重の木」認証制度		「三重の木」認証製材工場認定通知			「三重の木」認証建築業者(建築事務所)認定通知※2	「三重の木」認証建築業者(建築事務所)認定通知※2
					出荷伝票等※1 製品にラベルを添付				「三重の木」使用証明書※3
			あかね材認証制度		「あかね材」認証製材工場認定通知				「あかね材」使用証明書※
					製品に「あかね材」認証ラベルを添付				
				※1認証番号、合法木材認定工場番号及び製品管理番号を表記。 ※2必須ではない(三重県の補助や住宅ローンの優遇措置を受ける場合に必要)。 ※3申請書の提出を受けて「三重の木」利用推進協議会が発行する。					

エリア	対象県	県番号	認証制度名	原木供給	製材・集成材製造・合板製造	建材(木材)流通	プレカット	設計	施工	
近畿地方	滋賀県	25	びわ湖材产地証明制度	びわ湖材取扱認定事業体証書	同左	同左	同左※1			
				びわ湖材証明書	同左	同左	同左※1			
				※1県外の事業者の場合は不要。						
			「高島の木の家」づくりネットワーク会員登録伝票	「高島の木の家」づくりネットワーク会員登録	同左	同左	同左	同左	同左	
	京都府	26	京都府産木材認証制度	「京都府産木材認証制度に係る取扱事業体認定書」※3	「京都府産木材認証制度に係る取扱事業体認定書」※3	「京都府産木材認証制度に係る取扱事業体認定書」※3	「京都府産木材認証制度に係る取扱事業体認定書」※3			
				荷渡表等※1	荷渡表等※1	荷渡表等※1	荷渡表等※1	「京都府産木材証明書及びウッドマーレージCO2計算書」※2		
				※1 取扱事業体番号、原木又は製品の合法性、生産地、加工又は流通の経路を明記。 ※2 使用者又は購入者が、使用した京都府産木材について、京都府地球温暖化防止活動推進センターに依頼し発行してもらう。 ※3 認定した業務区分IIに記載の業務についてのみ認められる。「その他加工業」は、集成材・合板・プレカット。製材は入らない。						
	大阪府	27	おおさか材認証制度	認定事業者登録証						
				おおさか材証明書(納品書、伝票)	おおさか材証明書写し	同左			おおさか材証明書写し	
	兵庫県	28	兵庫県産木材証明制度	兵庫県木連の会員※1	兵庫県木連の会員※1	兵庫県木連の会員※1	兵庫県木連の会員※1			
				兵庫県産木材納材証明書※2	兵庫県産木材納材証明書※2	兵庫県産木材納材証明書※2	兵庫県産木材納材証明書※2			
				※1 原木供給～プレカット構成員のうち1事業者(兵庫県木連の会員かつ、原則、兵庫県木連県産木材供給部会員) ※2 最終の納材者が所定の様式に兵庫県産木材の入手先(産地・素材・製品等の取扱い業者名等)を記載し、「兵庫県産木材納材証明書」を県木連が発行し、証明する。						
				兵庫県木連の会員※1	兵庫県木連の会員※1	兵庫県木連の会員※1	兵庫県木連の会員※1			
				兵庫県産木材納材証明書※2	兵庫県産木材納材証明書※2	兵庫県産木材納材証明書※2	兵庫県産木材納材証明書※2			
		29	奈良県地域材認証制度	★認証の対象となる製品14品目及び構造用合板は、JAS認定工場で加工される必要がある。		※1 原木供給～プレカット構成員のうち1事業者(兵庫県木連の会員かつ、原則、兵庫県木連県産木材供給部会員) ※2 最終の納材者が所定の様式に兵庫県産木材の入手先(産地・素材・製品等の取扱い業者名等)を記載し、「兵庫県産木材納材証明書」を県木連が発行し、証明する。				
				「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定制度」による事業者認定書※1	「奈良県地域材認証登録業者登録証」「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定制度」による事業者認定書※1	「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定制度」による事業者認定書※1	「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定制度」による事業者認定書※1			
				県産材証明書※2	県産材証明書※2 認証材に奈良県地域材認証シールを貼付	県産材証明書※2	県産材証明書※2	県産材証明書※2※3		
				※1県外の合法木材供給事業者の場合、「奈良県産材事業者認定証」 ※2県産材証明は、県産材取扱事業者が仕入れ時に証明を得た県産材について証明ができる。納品書等(出荷伝票等)に、原木生産地の市町村名、県産材であること、事業者認定書の認定番号を記載。 ※3実施要領上の販売にあたらない質加工の場合は不要。						
				「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定制度」による事業者認定書※1	「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定制度」による事業者認定書※1	「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定制度」による事業者認定書※1	「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定制度」による事業者認定書※1			
	和歌山県	30	紀州材認証システム	県産材証明書※2		※1県外の合法木材供給事業者の場合、「奈良県産材事業者認定証」 ※2県産材証明は、県産材取扱事業者が仕入れ時に証明を得た県産材について証明ができる。納品書等(出荷伝票等)に、原木生産地の市町村名、県産材であること、事業者認定書の認定番号を記載。 ※3実施要領上の販売にあたらない質加工の場合は不要。				
				紀州材認証者登録通知書						
				紀州材認証書						
				※1	※1	※1	※1		※1	
				鳥取県産材販売管理票※2	同左※3	同左※2※3	同左※3		鳥取県産材販売管理票※3	
		31	鳥取県産材产地証明制度	※1 県産材証明に関わる事業者は、原則として、鳥取県内に事業所をおく者とする。 ※2 原木市場は「入荷明細表」により他県産材と区分し、木材を販売。原木市場を経由しない場合、出荷者は「鳥取県産材販売管理票」の交付を受け、原産地を明記し木材に添付販売する。 ※3 購入者(製材所、工務店等)は、段階ごとに「鳥取県産材販売管理票」に流通内容を記載し、木材に添付する。 ※ 最終消費者は、必要に応じ「鳥取県産材販売管理票」を鳥取県産材活用協議会に送付し、県産材の確認証明を受けることができる。						
				しまねの木認証センター会員登録※1	しまねの木認証センター会員登録※1				しまねの木認証センター会員登録※2	
				生産票	県産材取扱票					
				原木供給者と製材の認証センター登録が必要。 「県産材取扱票」の添付された製品等の出荷を行う会員が「しまねの木認証」を受けようとする時は、「しまねの木認証申請書」を認証センターに提出し、「しまねの木認証書」を発行してもらう。「しまねの木認証申請書」には、関係するすべての「県産材取扱票」を添付する。 ※1 認証センター会員であることを示す登録証または島根県木材業者等登録者一覧 ※2 賛助会員(任意登録):普及、PRに際し、認証マークを使用することができる。						
	島根県	32	しまねの木認証制度							

エリア	対象県	県番号	認証制度名	原木供給	製材・集成材製造・合板製造	建材(木材)流通	フレカット	設計	施工
中国地方			高津川流域材認証システム	しまねの木認証センター会員登録	しまねの木認証センター会員登録※1				
				生産票	高津川流域材認証書				
				※1「高津川流域材認証」を受けようとする時は「高津川流域材認証申請書」を活性化センターへ提出。「高津川流域材認証申請書」には「しまねの木認証センターによる認証システムの「しまねの木認証要領」に基づく「県産材取扱票」と「しまねの木認証書」の写し(しまねの木認証書の写しは申請・認証前、あるいは申請しない場合は不要)を添付					
	岡山県	33	おかやまの木で家づくり推進事業	木材業者等登録条例の登録					
	県産乾燥材納材証明書								
	広島県産材产地証明協議会会員(原本市場)								
	広島県産材产地証明書	広島県産材产地証明書	広島県産材产地証明書	広島県産材产地証明書					
	「広島県産材产地証明協議会」の会員である原本市場が広島県産材产地証明書の一次票を発行する。各主体は仕入れ先からの「広島県産材产地証明書」の原本を保管し、コピーに追記して押印証明し、二次票、三次票を発行する。								
	山口県	35	優良県産木材認証制度		優良県産木材取扱事業者				
									優良県産木材認証審査報告書※1
四国地方	徳島県	36	徳島県木材認証制度	徳島県木材認証制度「登録機関」認定書※1	同左	同左	同左		
				産地表示又は品質表示をした納品書、請求書等	同左	同左	同左		
				※1合法木材取扱い事業者認定を兼ねる。 ★木材納入者からの申請により、徳島県木材認証機構が「徳島県木材認証制度「产地認証」証明書」を発行することができる。					
	香川県	37	なし						
	愛媛県	38	中予地域材認証制度	中予地域材認証制度登録事業者認定書	同左	同左	同左		
				適合通知書等の合法性の証明書の写し	販売管理票	同左	同左		
	高知県	39	こうちの木の住まいづくり助成事業	合法木材供給事業者認定書又は認証登録証	同左	同左	同左		
				木材使用明細書	同左	同左			
			「木材使用明細書」は現場への納材業者が作成。						
			高知県産木材トレーサビリティ制度	「高知県トレーサビリティ制度に関する宣言書」	「高知県トレーサビリティ制度に関する宣言書」	「高知県トレーサビリティ制度に関する宣言書」	「高知県トレーサビリティ制度に関する宣言書」	「高知県トレーサビリティ制度に関する宣言書」	「高知県トレーサビリティ制度に関する宣言書」
				「高知県トレーサビリティ証明書」	「高知県トレーサビリティ証明書」	「高知県トレーサビリティ証明書」	「高知県トレーサビリティ証明書」	「高知県トレーサビリティ証明書」	「高知県トレーサビリティ証明書」
			高知県CO2木づかい固定量認証制度 ★H25.5/7更新						CO2木づかい固定証書※1
				※1建築主が申請者となる。					
九州地方	福岡県	40	福岡県産木材証明制度(福岡県木材供給体制推進協議会)	福岡県産木材業者登録	福岡県産木材業者登録※1				
				福岡県産木材証明書	福岡県産木材証明書				
				※1福岡県木材業者登録を受けた者で、福岡県木材供給体制推進協議会の認定書を交付された木材業者					
			福岡県産木材証明制度(福岡県産木材供給連絡協議会)	福岡県産木材供給連絡協議会の構成員登録※1					
				福岡県産素材出荷報告書					
			※1素材生産または素材市場を行う取扱事業体等(県産木材を販売する、福岡県産木材供給連絡協議会の構成員)						
	佐賀県	41	「佐賀県産乾燥木材」認証制度	「佐賀県産乾燥木材認定製材工場」認定通知書					
				「一般県産材」生産履歴証明書					
			住みたい佐賀の家づくり促進事業						県内に本店を有することを証明する書類
				県産材利用証明書	同左	同左			
	長崎県	42	長崎県産木材証明制度	長崎県産木材認証事業体認定書	長崎県産木材認証事業体認定書※1	長崎県産木材認証事業体認定書	長崎県産木材認証事業体認定書※1※2		
				出荷証明書	長崎県産木材証明書※1※3	長崎県産木材証明書※3	長崎県産木材証明書※1※2※3		
	※1県外の加工業者は不要。 ※2質加工の場合不必要。 ※3建築現場に最後に納入するものが発行する。								
	熊本県	43	なし						
			大分方式乾燥材	工場認証書					
				出荷証明書(大分方式乾燥材と記載)					

エリア	対象県	県番号	認証制度名	原木供給	製材・集成材製造・合板製造	建材(木材)流通	プレカット	設計	施工
	大分県	44	大分県産材等証明 ★H24/11/2更新	合法木材供給事業者 認定書※1 県産材等証明書(県産 材・地域材)※1※2	合法木材供給事業者 認定書※1 県産材等証明書(県産 材・地域材)※1※2	合法木材供給事業者 認定書※1 県産材等証明書(県産 材・地域材)※1※2	合法木材供給事業者 認定書※1 県産材等証明書(県産 材・地域材)※1※2		
	宮崎県	45	なし						
	鹿児島県	46	かごしま材の証明 かごしま材の証明(認証か ごしま材を用いる場合) 認証かごしま材認証制度	合法木材供給事業者 認定書 鹿児島県産材出荷証 明書(様式-1)※1	合法木材供給事業者 認定書 かごしま材出荷証明書 (様式-2)	合法木材供給事業者 認定書 合法木材証明書	合法木材供給事業者 認定書 合法木材証明書		
	全国	全国	SGEC認証制度	(山) SGEC森林認証書 (素材生産)CoC認証書 納品書等※1	CoC認証書 納品書等※1	CoC認証書 納品書等※1	CoC認証書 納品書等※1	CoC認証書 住宅証明書	
				※1以下を明示(SGECロゴマーク等によるSGEC認証生産物であることの明示、CoC管理事業体名及び認証番号、認証生産物の種類及び数量、 パーセンテージ方式を採用する場合はその旨及び認証原材料の構成比率、納品年月日と文書発行年月日)					

説明会に関する質疑はFAXにて受け付けております。9月20日(金)までに下記へお送りください。後日、支援室HPの「よくある質問」に公表いたします。

送信先

地域型住宅ブランド化事業実施支援室 宛

FAX: 0 3-5 2 2 9-7 5 8 1

平成 25 年度地域型住宅ブランド化事業に係る補助金交付申請等の説明会	
会場名	東京 ・ 福岡 ・ 大阪 ・ 愛知 ← 何れかに ○
グループ番号	03- 一 ← 採択通知に記載されています
グループ名称	
事務局	事業者名
	担当者名
	TEL

質問事項